

国際裁判管轄に関する調査・研究報告書

平成20年 4 月

社団法人 商事法務研究会

第 1	総論	1
第 2	普通裁判籍	6
第 2 の 1	自然人（一般）	6
第 2 の 2	治外法権を有する者	9
第 2 の 3	法人その他の社団又は財団	10
第 3	特別裁判籍	13
第 3 の 1	義務履行地	13
第 3 の 2	手形・小切手の支払地	17
第 3 の 3	財産所在地	18
第 3 の 4	事務所・営業所所在地	22
第 3 の 5	不法行為に関する訴え	24
第 3 の 6	社団又は財団に関する訴え	28
第 3 の 7	不動産に関する訴え	33
第 3 の 8	登記又は登録に関する訴え	35
第 3 の 9	相続に関する訴え	37
第 3 の 10	債務不存在確認の訴え	39
第 4	合意管轄，応訴管轄	40
第 4 の 1	国際裁判管轄の合意	40
第 4 の 2	応訴管轄	50
第 5	特殊分野の訴訟	52
第 5 の 1	海事関係の訴え	52
第 5 の 2	知的財産権に関する訴え	64
第 5 の 3	消費者契約関係の訴え	72
第 5 の 4	労働関係の訴え	79
第 5 の 5	製造物責任関係の訴え	84

第 6 併合管轄	85
第 6 の 1 請求の客観的併合	85
第 6 の 2 請求の主観的併合	89
第 6 の 3 訴訟参加等	91
第 7 国際裁判管轄に関する一般的な規律	93
第 7 の 1 事案の具体的事情を考慮して管轄を排除するための規律	93
第 7 の 2 国際訴訟競合に関する規律	100
第 7 の 3 緊急管轄に関する規律事	105
第 7 の 4 その他	107

第1 総論

1 国際裁判管轄に関する国内法整備の必要性

- (1) 社会経済の国際化に伴い、国際的な民事紛争、例えば、当事者の一方が外国人や外国企業である紛争、日本人同士の争いであっても、外国の財産に係る紛争や、外国で生じた事項に関する紛争等が増加している。そして、そのような紛争については、どこの国の裁判所に訴えを提起することができるかという「国際裁判管轄」が問題となることが少なくない。
- (2) この国際裁判管轄については、各国がそれぞれの法律で決められる事項ではあるが、自国の判決を他国が承認してくれるのかという問題もあり、本来は、条約で国際的な統一基準が設けられることが望ましい。そのような観点から、ヘーグ国際私法会議においては、1992年のアメリカからの提案を受け、国際裁判管轄及び外国判決の承認執行に関する条約の検討が進められてきた。

他方、我が国においては、現行民事訴訟法(平成8年法律第109号)の制定の際に、国際裁判管轄に関する規定を設けるかどうかを検討されたが、国際裁判管轄についての具体的な準則の内容については多数の論点があり、見解が対立したこと、上記のとおり、ヘーグ国際私法会議において条約の検討が行われており、国内法の整備については、同会議における作業の推移を見た上で行われることが望ましいこと等の理由から、結局、民事訴訟法に国際裁判管轄に関する規定を置くことは見送られた。

しかし、ヘーグ国際私法会議では、当初は、各種の管轄原因を広くカバーする国際裁判管轄及び外国判決の承認執行に関する条約の作成が目標とされ、1999年にヘーグ国際私法会議における民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案〔1999年10月31日に特別委員会で作成したもの〕(以下「ヘーグ1999年草案」という。)がいったんは作成されたものの、この草案をめぐって各国間の意見の対立が先鋭となり、結局、多くの国が賛成する部分に適用範囲を縮小することとなった。このような経緯を経て、同会議では、200

5年6月30日に、「管轄の合意」という限られた範囲の事項に関する条約（管轄合意に関する条約）が採択されるに止まった。

- (3) 上記のとおり、我が国の民事訴訟法には、国際裁判管轄について定められた規定は存しないと考えられるが、判例は、「どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際慣習法の成熟も十分ではないため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である…。そして、我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」（最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁）と述べており、現在では、この判例の準則によって実務が運用されているとあってよい。

しかしながら、この判例の準則によるのみでは、ルールの明確性を欠き、予測可能性が高いとはいえないと考えられる。例えば、本報告書の各論部分で見ると、国内裁判管轄を定める管轄原因であっても、国際裁判管轄の原因としては適当ではないと考えられるものも存する（そのような原因も一応は国際裁判管轄の原因としつつ、「特段の事情」の法理によって処理することは、ルールの明確性を欠くこととなる。）

- (4) そこで、国際裁判管轄については、より明確な規律が定立される必要があると考えられる。

もちろん、本来は、国際的な条約が作成されることが望ましいのであるが、前記(2)の事情に照らすと、近い将来、そのような条約が作成される見込みは、極めて小さいといえることができる。他方で、我が国の社会・経済の国際化の進展を考えると、できる限り早期に、国際裁判管轄についての明確な規律が定立される必要がある（後記3のアンケートにおいても、寄せられた回答の中では、国内法の整備を求める意見が多かった。）

以上のことから，我が国の国内法において，国際裁判管轄に関する規定を整備することが必要であり，そのための具体的な規律の在り方を検討する必要があると考えられる。

2 基本的な検討の視点について

上記のとおり，ヘーグ国際私法会議において「管轄合意に関する条約」が採択されているが，本研究会における検討は，同条約に加入することを前提として行われたものではない。すなわち，純粹に我が国の法制度の在り方として，実質的にどのような規律が望ましいかを検討したものである（ただし，その検討においては，同条約のほか，民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約（以下「ブリュッセル条約」という。），E C ・ E F T A の裁判管轄及び判決の執行に関するルガノ条約（以下「ルガノ条約」という。），民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則（E C ）44 / 2001（以下「ブリュッセル 規則」という。）（注），ヘーグ1999年草案，他国の国際裁判管轄に関する立法例等を当然に参考にした上で，議論を行っている。）。また，上記の我が国の判例も，これを当然の前提とするものではなく，あくまでも，上記の検討の際の参考にしたものである。

なお，最終的に国際裁判管轄に関する規定を設ける場合には，法技術的な検討，法制的な側面の検討も不可欠になるが，本研究会では，あくまでも，あるべき実質的な規律の内容を中心として検討を行ったものである。

（注）ブリュッセル条約とルガノ条約は，いずれも国際裁判管轄に関する条約である。内容的には，その基本原則は同じであり，多数の類似の規定を含んでいる。前者はヨーロッパ共同体構成国の間で締結された条約であるのに対し，後者はヨーロッパ共同体及び欧州自由貿易地域（EFTA）構成国の間で締結された条約であり，締結国が一致していないため，両条約とも，他の条約との適用関係を定めた条文を置いている（ブリュッセル条約第55条，ルガノ条約第54条b。中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約（一）（二・完）」民商法雑誌122巻3号426頁，4・5号712頁，奥田安弘「国際取引法の理論」（有斐閣）308頁以下，関西国際民事訴訟

法研究会「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するルガノ条約公式報告書〔全訳〕〔1〕国際商事法務29巻4号484頁参照）。

また、ブリュッセル規則は、EUの1997年アムステルダム条約による国際私法の共同体化を受けて、ブリュッセル条約を一部改正して規則の形にしたものである。したがって、内容的には、上記の両条約とその基本原則は同じであり、多数の類似の規定を含んでいるが、条約と規則という性質の差から、内容が異なる部分もある。同規則も、条約との適用関係を定めた前文等を置いている（ブリュッセル条約前文、第71条。中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則（EC）44/2001（ブリュッセル規則）〔上〕〔下〕」国際商事法務30巻3号311頁、同30巻4号465頁、関西国際民事訴訟法研究会「民事及び商事事件に関する裁判管轄及び裁判の承認及び執行に関する理事会規則（EC）についての提案（ブリュッセル規則についての提案）〔1〕」国際商事法務31巻2号251頁参照）。

なお、ルガノ条約については、2007年10月30日、新条約が採択されたが、2008年3月31日時点では未発効である。本報告書で引用するルガノ条約の条項は、2008年3月31日時点で効力を有するものをいう。

3 経済界に対するアンケートの結果

国際裁判管轄に関する規律の在り方を検討するに当たっては、国際民事訴訟の当事者の意向を把握することが重要であると考えられる。国際民事訴訟にも、様々な類型があることから、その当事者としては、消費者、労働者等、様々な立場の者が考えられるのであるが、本研究会では、とりあえず、国際的な商取引等、国際的な経済活動を行っている当事者の意向を把握することとし、具体的な検討を開始する前に、経営法友会の協力を得て、同会に所属の企業に国際裁判管轄に関するアンケートを実施した。

そのアンケートの結果であるが、957社にアンケートを配布したところ、回答を寄せたのは、37社であった。まず、規定の要否については、規定を設けるべき、あるいは設ける方が望ましいとする意見が25社と多く、その理由として、予測可能性、法的安定性の確保を挙げるものが多数である。他方、規定は不要であるとする意見は、1社にとどまった。

次に、国際裁判管轄の国内法整備に対する具体的な要望・意見としては、企業にとって予見可能性が高まるような形での法制化を望むという意見が多数寄せられた。さらに具体的に、「特段の事情」による解決は必要で

あるが、考慮要素の明確化を望むという意見もあった。

次に、 他国（特にアメリカ、中国、EUなどの主要国）の制度、条約との整合性がとれたものになることを望む意見、 日本企業の保護の観点からの法制化を望むとの意見、産業政策的な観点からの検討も必要であるとの意見も、相当数あった。

具体的な意見の内容としては、

- ・ どこの国の裁判所にも訴えを提起することができない状況が生じること
- ・ 我が国の国際裁判管轄をなるべく拡大することが望ましい。アメリカと同程度に広く認めるべきである。
- ・ 国際訴訟競合についての規律を設けるべきである。

といった意見等が寄せられた。

第2 普通裁判籍

第2の1 自然人(一般)

- 1 日本国内に被告の住所があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。
- 2 被告の住所が知れない場合において、日本国内に被告の居所があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。
- 3 被告の住所及び居所が知れない場合において、日本国内に被告の住所があったときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。ただし、日本国内に被告の住所があった時より後に、外国に被告の住所があったことが明らかであるときは、この限りではない。

1 検討事項

民事訴訟法第4条第1項は、国内裁判管轄につき、被告の普通裁判籍の所在地を管轄原因とすることを定め、同条第2項は、住所、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により、自然人の普通裁判籍を定めているところ、国際裁判管轄についてどのように考えるのかが問題となる(注)。

2 検討

2-1 1について

被告が日本国内に住所を有するときに、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることについては、特段の異論はなかった。

なお、ここでいう「住所」とは、「生活の本拠」(民法第22条)であると解するのが相当であるとされた。

2-2 2について

被告の「居所」を普通裁判籍の管轄原因とするか否かについては、居所は生活の本拠ではなく、国内事件に比較して被告に大きな負担がかかるこ

との多い国際事件における管轄原因とすべきでないという見解もあり得るが、被告の住所がない場合又は知れない場合があり得ることを考えると、世界中のどこかに少なくとも一つは国際裁判管轄が認められる地が存在するようにするという観点から、管轄原因としての合理性が認められるので、第2次的な管轄原因とすることが相当であるとされた。

どのような場合に、居所が第2次的な管轄原因として認められるかについては、なるべく日本の裁判所の国際裁判管轄を広く認めるという立場から、被告が外国に住所を有していたとしても、日本国内に居所があれば、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることとし、それが相当でないときは、特段の事情によって排除するという立場もあり得るが、外国に住所がある被告についてまで、日本の裁判所に普通裁判籍を認める必要はないとされた。

そして、住所が「ない」ことを証明するのは困難であることから、住所が「知れない」場合に、居所を第2次的な管轄原因として認めるのが相当であるとされた（「住所が知れない場合」と規定すれば、客観的に「住所がない場合」もその中に含まれることになるので、特に「住所がない場合」を別個に規定する必要はないとされた。）

2 - 3 3 について

被告の住所も居所も知れない場合、第3次的な管轄原因として、日本国内に被告の「最後の住所」があるときに日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるか否かについては、最後の住所地を管轄原因とすべきでないとの立場もあり得るが、提訴する原告の利益とのバランス上、普通裁判籍をいずれかに求めるとすれば、最後の住所があった国で応訴することを被告に求めても不当であるとはいえないと考えられ、また、緊急管轄の発動を抑える受皿としての意味もあるとして、これを肯定すべきであるとされた。

もっとも、「最後の住所」を管轄原因として規定すると、世界中の被告の過去の住所及びその先後関係について調査して認定しなければならないことになりかねないが、裁判所がそのような調査をすることは不可能に近いとの指摘があり、現在の被告の住居所が知れない場合において、被告がかつて日本国内に住所を有していたときには、原則として、日本の裁判所

に国際裁判管轄を認め、その時より後に被告が外国に住所を有したことが明らかになったときは、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定するべきであるとされた。

(注) ブリュッセル 規則第 2 条第 1 項、ブリュッセル条約第 2 条第 1 項、ルガノ条約第 2 条第 1 項では、構成国又は締約国の領域内に住所を有する者 (be domiciled) は、その国の裁判所に訴えられるものとされている (ヘーグ 1999 年草案第 3 条第 1 項では、「常居所」を有する者 (be habitually resident) は、その国の裁判所に訴えられるものとされている。)

また、ブリュッセル 規則第 4 条第 1 項、ブリュッセル条約第 4 条第 1 項、ルガノ条約第 4 条第 1 項では、被告が構成国又は締約国の領域内に住所を有しないときは、各構成国又は締約国裁判所の管轄は、原則として、その国の法により定めるとされており、ブリュッセル 規則第 4 条第 2 項、ブリュッセル条約第 4 条第 2 項、ルガノ条約第 4 条第 2 項では、被告が構成国又は締約国の領域内に住所を有しないときは、構成国又は締約国の領域内に住所を有する者は、その国で妥当している管轄規則を主張することができる」とされている。

第2の2 治外法権を有する者

大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人については、第2の1によって日本の裁判所に国際裁判管轄が認められないときであっても、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第4条第3項は、上記の治外法権を有する日本人についての国内裁判管轄につき、その者が同条第2項の規定により普通裁判籍を有しないときは、最高裁判所規則で定める地により、その普通裁判籍を定めるものとしているところ、国際裁判管轄についてどのように考えるのかが問題になる。

2 検討

世界中のどこかに少なくとも1つは国際裁判管轄が認められる地が存在するようにするという観点から、国際裁判管轄についても、上記の普通裁判籍を肯定すべきであるとされた。

第2の3 法人その他の社団又は財団

- 1 被告が法人その他の社団又は財団である場合において、日本国内にその主たる事務所又は営業所があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。
- 2 被告の主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合又は知れない場合において、日本国内に被告の代表者その他の主たる業務担当者の住所があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

3 被告が外国の法人である場合について

【甲案】

特段の規定を置かない。

【乙案】

2の規律にかかわらず、被告が外国の法人である場合において、日本国内に被告の日本における代表者の住所があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第4条第4項は、国内裁判管轄につき、主たる事務所又は営業所、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により、法人その他の社団又は財団の普通裁判籍を定め、同条第5項は、日本における主たる事務所又は営業所、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により、外国の社団又は財団の普通裁判籍を定めているところ、国際裁判管轄についてどのように考えるのかが問題となる（注1）。

2 検討

2 - 1 1について

被告が法人又はその他の社団又は財団である場合については、その「主たる事務所又は営業所」を第1次的な管轄原因とするべきであるとされた。

ここでいう「主たる事務所又は営業所」の意義については、例えば、登記上の本店所在地と実質的な業務の中心地がずれているときは、その双方を含む（どちらか1つが日本にあれば、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められる。）とするのが相当であるとされた。

2 - 2 2 について

被告の主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合又は知れない場合において、主たる業務担当者の住所を管轄原因とすることについては、最後の受皿として、何らかの管轄原因を認めるのが相当であるとして、2のとりの規律を置くことが相当であるとされた。

この場合も、形式上の代表者又は主たる業務担当者と実質上の代表者又は主たる業務担当者がずれている場合には、準拠法と異なり、どちらか1つに定める必要もなく、そのずれにより原告が不利益を被るのは相当でないことから、両方を含むとするのが相当であるとされた。

2 - 3 3 について

外国会社については、少なくとも1人は日本に住所を有する日本における代表者を定めなければならないとされている（会社法第817条）ところ、平成14年商法改正時において、外国会社の営業所設置義務を撤廃しながらも、日本における代表者を定めることを要求した趣旨は、外国会社が日本で継続的な取引をする以上は、日本国内の取引相手の利益があり、また、民事訴訟法上、代表者の住所地は普通裁判籍となり得る（民事訴訟法第4条第5項）ので、日本で継続的取引を行う外国会社に代表者を置かせることにより、日本国内の取引相手方が当該外国会社を被告とする訴えを日本の裁判所に提起することを可能ならしめようとしたものであるとされていた（注2）ことから、これを受けて、外国の法人については、2の規律にかかわらず、その日本における代表者の普通裁判籍を国際裁判管轄の管轄原因とすべきではないかという問題提起がされた。

この点については、

- ・ 日本の債権者の保護を図るためというのであれば、特別裁判籍を認めれば足りるのであり、普通裁判籍まで認める理由はなく、これを認めるのは過剰管轄である。

- ・ 財産所在地等の特別裁判籍を認めることで、日本の債権者保護としては十分図られている。

などの指摘があり、外国の法人につき、その日本における代表者の普通裁判籍を国際裁判管轄における管轄原因とする合理性はなく、特に外国の法人のみについて特別の規定を置く必要はないとする見解（甲案）に異論はなかった。ただ、日本に財産がない外国法人に対しても、日本の債権者は、税務処理上、債権の存在を証する確定判決を得る必要があり、そのために日本の裁判所に提訴することを可能にしておく必要があるとの指摘や、外国法人は、日本で継続的に事業を行うこととして日本における代表者の登記をした以上は、日本で訴えられることを覚悟すべきであるとの指摘、会社法等の他の規律との整合性も考慮する必要があるとの指摘は重要であり、将来更なる検討をする際にも、このような指摘も踏まえて検討すべきであるので、上記の意見も本報告書に記載すべきであるという意見にも異論はなく、乙案として両論併記の形で記載することとされた。

（注1）ブリュッセルI規則第60条第1項では、会社その他の法人は、本規則の適用においては、定款上の本拠、管理の中心地又は主たる営業所の所在地に住所を有するとされ、同条第2項では、連合王国及びアイルランドについては、定款上の本拠とは、registered office、それがどこにもない場合には設立地、それもどこにもない場合にはその地の法に従って設立が行われた地をいうとされている。

ブリュッセル条約第53条及びビルガノ条約第53条では、受訴裁判所は、自国の国際私法規則を適用して会社その他の法人の本拠を決定し、その本拠を法人の住所とみなすとされている。

ヘーグ1999年草案第3条第2項では、自然人以外の団体その他の者は、(a) その国に本店が所在する場合、(b) その国の法に基づき設立した場合、(c) その国に中央統轄地がある場合、(d) その国に業務の中心地がある場合のいずれかに該当する場合、その国に常居所を有するものとされている。

（注2） 始関正光「平成14年改正商法の解説（4）」（民事月報58巻2号7頁）24頁以下参照。

第3 特別裁判籍

第3の1 義務履行地

- 1 契約に係る請求権に係る訴えについて、
当該契約上、義務履行地が一義的に定められ、当該義務履行地が日本国内にあるとき
当該契約上、一義的に選択された準拠法によれば義務履行地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。
- 2 契約上の本来の債務に係る訴えについて、1の規律により日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるときは、当該債務の不履行に基づく損害賠償請求に係る訴えについても、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第5条第1号は、財産権上の訴えの国内裁判管轄につき、義務履行地の特別裁判籍を定めている。財産権上の訴えとは、経済的利益を目的としている権利又は法律関係に関する訴えをいい、義務の履行を伴うものであれば、訴えの種類や内容を問わず、契約上の請求権に関する訴えだけではなく、不法行為等の原因に基づき法律上直接生じる債権的請求権や、所有権等に基づく物権的請求権に関する訴えも、民事訴訟法第5条第1号にいう財産権上の訴えであるとされているところ、その国際裁判管轄についてどのように考えるのかが問題となる。

2 - 1 1について

- (1) 義務履行地を管轄原因として認める財産権上の訴えを、契約関係訴訟に限定することが相当であるとされた(注1)。その理由は、次のとおりである。
 - ・ 国際裁判管轄が認められる根拠を予測可能性に求めるのであれば、国際裁判管轄を認めるのは契約関係訴訟に限定すべきである。

- ・ 不法行為に基づく損害賠償請求の訴えについても義務履行地を管轄原因として認めると、原告の住所地国の裁判所に債務不履行に基づく損害賠償請求の訴えの国際裁判管轄が認められない場合でも、不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを併合提起すれば、併合管轄により、債務不履行に基づく損害賠償請求の訴えについても原告の住所地国の裁判所に国際裁判管轄が認められることになりかねず 相当ではない。
- ・ アメリカは、一般に、広く自国又は自州の裁判所の管轄を認めているといわれているが、アメリカでも、ミニマム・コンタクトを要件とすることにより、管轄を認める範囲を限定しており、単に不法行為に基づく損害賠償請求権の債権者が自国又は自州にいるというだけで管轄を認めているわけではない。

なお、「財産権上の訴え」との限定については、「契約に係る請求権に係る訴え」と記載するのであれば、特段不要であるとされた。ここでいう「契約に係る請求権」には、法定債権（不法行為、不当利得（ただし、給付利得に係るものは除く。）及び事務管理等）は含まれないとされたが、契約上の差止請求権が含まれるのか否かなどの点については、なお検討を要するとされた。金銭債務については、特に除外することはしないこととされた。

(2) 義務履行地を管轄原因として認める訴えを「契約に係る請求権に係る訴え」に限定するとしても、「契約の履行」に関する訴えに限定し、「契約の成立」に関する訴えは除外すべきであるという立場もあり得るが、そのような限定はしないのが相当であるとされた。その理由は、次のとおりである。

- ・ 管轄があるかどうかを決するメルクマールとして、契約の成否を問題にするのであれば、仲裁手続においても、仲裁合意に基づいて仲裁廷が構成される場面で、仲裁合意の成否を問題にしなければならないと考えられるが、仲裁手続では、いったん仲裁廷を構成し、その仲裁廷が仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断を示すことができるものとされており（仲裁法第23条参照）、仲裁廷を構成する場面では、仲裁合意につき成否が争われていても、一応有効なもの

として扱っているといえる。被告が契約の成否を争っている場合の国際裁判管轄についても、これと同様に扱うべきである。

- ・ 義務履行地を管轄原因として認める訴えを「契約に係る請求権に係る訴え」に限った上、さらに「契約の履行」に関する訴えに限定するのは、規律として細かすぎる。

(3) 当事者の予測可能性の観点から、義務履行地は、契約上一義的に定められているものか、契約上一義的に選択された準拠法により定まるものである必要があり、上記1、の規律を置くことが相当であるとされた。

なお、代金債務につき契約上一義的に準拠法を日本法と定めた場合、その義務履行地は債権者の現在の住所地である(民法第484条)から、上記1の規律により、原告の住所地が管轄地として認められることになり、問題があるのではないかとの意見も出されたが、日本法を知っていればそのような事態を避けることができるのであり、そうなってもやむを得ないとの意見が大勢であった。

また、上記1、の規律を置く場合、書面性等、その定められた形式上の要件をどのように考えるかとの指摘がされたが、特段形式上の要件を設けるまでは必要ないというのが議論の大勢であった。

さらに、合意の主体に関する限定をするか(例えば、商人間での合意に限定するのか等)等の問題があるとの指摘もされた(この点については、後記第5の3及び第5の4を参照されたい。)

2 - 2 2 について

(1) 本来の債務が損害賠償債務に転化した場合には、その損害賠償債務に係る訴えについて、本来の債務の義務履行地の裁判所に管轄を認めることが相当であるとされた(注2)。その理由は、次のとおりである。

- ・ 履行遅滞に基づく遅延損害金請求に係る訴えは、本来の債務に付帯して発生する請求権に係る訴えであるから、本来の債務の義務履行地の裁判所に管轄を認めてよい。
- ・ 履行不能の場合の填補賠償請求に係る訴えについても、当事者の予測可能性を考えれば、本来の債務の義務履行地の裁判所に管轄が認め

られても仕方がないと考えてよい。

(2) なお、付随的な義務に係る訴えについても、本来の債務に付随して発生する請求権に係る訴えであるから、本来の債務の義務履行地の裁判所に管轄を認めるのが相当であるとされたが、規律としては細かすぎるので、特段の規定は置かないこととされた。

また、反対給付に係る訴えについては、例えば、売買の目的物の引渡地が契約上日本国内の地と定められている場合であっても、このことを理由として当該売買の代金請求についても日本の裁判所に管轄を認めるのは相当ではなく、本来の債務の義務履行地の裁判所に管轄を認めることとはしないとの規律が相当であるとされた。

(注1) 財産権上の訴えについて、対象となる請求を契約に係るものに限定する規律としては、ブリュッセル 規則第5条第1号(「契約事件」)、ブリュッセル条約第5条第1号(「契約事件」)、ルガノ条約第5条第1号(「契約に関する事件」)及びヘーグ1999年草案第6条(「契約に関する訴え」)がある。

(注2) この点については、「義務履行地」とは、訴訟物たる債務の義務履行地であるか、契約上の本来的給付の義務履行地であるかという問題であり、義務履行地の意義の問題であるとの指摘もされた。

第3の2 手形・小切手の支払地

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、日本国内に手形又は小切手の支払地があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第5条第2号は、手形・小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えの国内裁判管轄につき、手形・小切手の支払地の特別裁判籍を定めているところ、国際裁判管轄についてどのように考えるかが問題となる。

2 検討

手形・小切手の支払地を管轄原因として認めることには、手形上の債務者が複数存在するときに支払地に管轄を集中させるという効用があり、日本国内に手形・小切手の支払地があるときに、当該手形・小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることとするのが相当であるとされた。

もっとも、管轄の集中は、国内裁判管轄については必要性が認められるものの、国際裁判管轄についても必要性が認められるかについては、議論があり得るとの意見があった。

第3の3 財産所在地

1 財産権上の訴えについて，日本国内に請求の目的があるときは，日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることとする。

2【甲案】

特段の規律を置かないこととする。

【乙案】

日本国内に担保の目的があるときは，その被担保債権に係る請求に関する訴えについては，日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることとする。

3 日本国内に差し押さえることができる財産があるときは，当該財産の権利者に対する財産権上の訴えで金銭の支払を求めるものについては，日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることとする。

1 検討事項

民事訴訟法第5条第4号は，日本国内に住所がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴えの国内裁判管轄につき，請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地の特別裁判籍を定めているところ，国際裁判管轄についてどのように考えるのかが問題となる。

2 検討

2 - 1 1について

請求の目的が日本国内に所在するときに，日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることについては，特段の異論はなかった。

なお，国内裁判管轄について定める民事訴訟法第5条第4号は，財産所在地の特別裁判籍が認められる場合を「日本国内に住所がない者又は住所が知れない者に対する」財産権上の訴えに限っているが，国内管轄では，住所地に管轄が認められる場合に財産所在地の管轄を認めない点で意味が

あるものの、国際裁判管轄については、日本国内に住所がある場合にも、日本国内に住所がなく、財産が日本に在る場合にも、日本の国際裁判管轄が認められることになるので、このような限定をする必要はないとされた。

2 - 2 2 について

(1) 請求の担保の目的が日本国内にあるときに、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるか否かについては、次の2説に分かれたが、甲案を支持する意見が多かった。

ア 甲案は、請求の担保の目的が日本国内にあるだけでは、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めないものとする見解である。甲案の根拠は、次のとおりである。

- ・ 担保の目的が日本国内にあるだけで、その担保の被担保債権の請求に係る訴えについて、日本の裁判所に管轄を認めるのは、管轄を認める範囲として広すぎるのではないかと考えられる。
- ・ 特に物上保証の場合には、その目的が日本国内にあれば本来の債務者に対する訴えについても日本の裁判所に管轄を認めることになるが、それは行き過ぎである。

イ 乙案は、日本国内に担保の目的があるだけで、あらゆる請求に係る訴えにつき日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるのは、過剰に広く管轄を認めるものといわざるを得ないが、当該担保に係る被担保債権についてだけであれば、当事者にとっても予測可能性があり、相当であるとして、担保の目的が日本国内にあるときは、その被担保債権に関する訴えに限って、日本の裁判所に国際裁判管轄を認める見解である。特に、3について、後記の反対説をとった場合には、この規律が意味を有することになる。

(2) 仮に、2で乙案をとる場合、「担保」を物的担保に限るか否かについては、物的担保に限るべきであるとの見解と、保証人が日本にいる場合に、保証人に対する訴えと併合して主債務者に対する訴えを提起した場合は、日本の裁判所に併合管轄が認められるのであるから、物的担保に限るのは困難ではないかとの見解に分かれた(注)。

2 - 3 3 について

(1) 差押可能な被告の財産が日本国内にある場合に、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるか否かについては、原告が日本国内で債務名義を得ることを認めるのが相当であるから、肯定すべきであるとの意見が大勢を占めた。

ただし、次の理由で、反対の意見もあった。

- ・ 外国の会社が日本の株式会社の株式を有していたり、日本において特許権を有しているだけで、差押可能な被告の財産が日本国内にあるとして、日本の裁判所に管轄が認められる可能性があるが、日本に財産を所有している以外何ら日本に関係がない者に対するその財産と関係のない請求に係る訴えについても日本の裁判所に管轄があるとするのは行き過ぎである。
- ・ 差押可能性により国際裁判管轄を決するとすると、民事執行法の規定によって結論が変わる可能性がある。
- ・ 事案の内容自体は日本との関連性が希薄で、当事者や証拠方法がほとんど外国に所在するような事件についても日本の裁判所に管轄が認められることになる可能性があるが、その場合、司法共助によって手続を進めなければならなくなるなど、審理が停滞しがちになる（これに対しては、特段の事情の法理で管轄を排除すればよいとの指摘もあった。）

(2) 差押可能な財産を管轄原因とする特別裁判籍は、日本における仮差押えや差押えとの連続性を根拠とするものなので、金銭の支払を求める訴えに限って認めるべきであるとの意見が大勢であった。

(3) 差押可能な財産が日本国内にあることを管轄原因として日本の裁判所が管轄を認めて判決をした場合、この判決の効力を日本国内にある財産に限定する規定を置くか否かについては、そのような規定を設ける意味はないのではないかと指摘がある一方、間接管轄においては意味を持つのではないかと意見もあった。

(注) 民事訴訟法第5条第4号でいう担保は、物的担保でも人的担保でもよく、抵当権などの物的担保の場合は担保目的物の所在地が、保証人など人的担保の場合

は保証債務の所在地である保証人の普通裁判籍所在地が担保の目的の所在地となるとされる（秋山ほか「コンメンタル民事訴訟法（第2版）」115頁）ことから議論されたが、規律としては細かすぎるので、特に別案としては挙げていない。

第3の4 事務所・営業所所在地

【甲案】

日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの又は日本において取引を継続してする者であってその日本における業務に関して代表者を定めているものに対する訴えでその日本における業務に関するものについては、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

【乙案】

日本において取引を継続してする者に対する訴えであって、その日本における業務に関するものについては、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

【丙案】(第2の3において乙案をとる場合)

特段の規律を置かないものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第5条第5号は、事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものの国内裁判管轄につき、当該事務所又は営業所の所在地の特別裁判籍を定めているところ、国際裁判管轄についてどのように考えるのかが問題となる(注)。

2 検討

日本国内における事務所又は営業所の存在を要件とするか否かについて、次の2説に分かれた(第2の3において乙案をとる場合には、特段の規律は不要となる。)

ア 甲案は、被告が日本国内に事務所又は営業所を有している場合か、そうでなくとも、被告が日本において取引を継続して行っており、日本における代表者を定めている場合に、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるものとする見解である。甲案の根拠は、次のとおりである。

- ・ 日本国内に被告の事務所又は営業所があれば，その事務所又は営業所における業務に関する訴えについて，当該被告が日本の裁判所で訴えられることはやむを得ない。
 - ・(乙案に対し) 国際裁判管轄の有無の審理の段階で，「継続的に営業又は事業をしている」か否かについて争いが生ずる可能性があり，それは避ける必要があるのではないか。
 - ・(乙案に対し) 日本国内に被告の支店があつたり，被告が日本における代表者を置いている程度に活動をしているのであればよいが，継続的に営業又は事業をしているということだけで管轄を認めるのは，間接管轄が問題となる場面を考えると，広く管轄を認めすぎることになるのではないか。
- イ 乙案は，日本における取引の継続を要件とする見解である。乙案の根拠は，次のとおりである。
- ・ 日本において取引を継続している場合に，日本の裁判所に管轄が認められるのは，公平にかなう。
 - ・ 会社法上，外国会社は，営業所や事業所がなくても事業はできるが，日本における代表者を定めなければならないとされている（会社法第817条）ところ，これに反して日本における代表者を定めなければ，日本の裁判所の国際裁判管轄を免れることができることになるのは，不合理である。
 - ・ 日本にある子会社が実質的に海外の親会社の事業を行っている場合，実質的に海外の親会社の事業に関する訴えであるにもかかわらず，親会社を日本で訴えられないというのは不合理である。

(注) ブリュッセル 規則第5条第5号，ブリュッセル条約第5条第5号は，「営業所の業務に関する紛争」，ルガノ条約第5条第5号は，「営業所の業務から生じた紛争」と規定しているのに対し，ヘーグ1999年草案第9条は，「営業所の活動[又は当該継続的な商業活動]に直接関連している場合に限る。」とする。

第3の5 不法行為に関する訴え

- 1 不法行為に関する訴えについては、次の地が日本にあるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

【甲案】

加害行為が行われた地又は加害行為の結果が発生した地（経済的な損害の発生地を含む。）

【乙案】

加害行為が行われた地又は加害行為の結果が発生した地（経済的な損害の発生地は含まない。）

2 【A案】

上記1の規律については、加害行為の結果が発生した地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

【B案】

特に【A案】のような限定をしないものとする。

上記2については、後記のとおり、上記1の【甲案】【乙案】それぞれについて検討されたものである。

1 検討事項

民事訴訟法第5条第9号は、不法行為に関する訴えの国内裁判管轄につき、「不法行為があった地」を管轄地とすることを定めているところ、国際裁判管轄についてはどのように考えるのかが問題となる（注）。

2 検討

- (1) 不法行為に関する訴えとは、不法行為責任に基づく権利義務を訴訟物とする訴えをいい、民法第709条から第724条までに関するものだけでなく、民法のその他の規定又はその他の法律に規定する違法行為に基づく損害賠償の請求に関する訴えもこれに含まれる。

不法行為に関する訴えの国内裁判管轄の管轄原因である「不法行為があった地」(民事訴訟法第5条第9号)については、実行行為地と損害発生地の双方が含まれると解されている(東京地判昭和40年5月27日下民集16巻5号923頁参照)。

また、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力の準拠法については、「加害行為の結果が発生した地」の法、ただし、「その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地」の法とされている(法の適用に関する通則法(以下「通則法」という。)第17条)。

(2) 不法行為に関する訴えの国際裁判管轄についての実質的な規律としては、「実行行為地」又は「結果発生地」のいずれかがある地に国際裁判管轄が認められるものとするに異論はなかったものの、「損害発生地」について、経済的な損害の発生地も含まれるものとするべきかどうかについては、次の2説に分かれた。

ア 甲案は、経済的な損害の発生地も含まれるとする見解である。甲案の根拠は、次のとおりである。

- ・ 準拠法は一つに限定する必要があるが、国際裁判管轄が認められる地を一つに限定する必要はなく、原告の選択の幅を残しておく方がよい。
- ・ 仮に、それでは広範に国際裁判管轄を認めすぎるといっているのであれば、特段の事情の法理で管轄を否定するという方策をとり得ることとすれば足りる。

イ 乙案は、経済的な損害の発生地も管轄原因とすると、広範に国際裁判管轄を認めすぎることになり、当事者の予見可能性を害するので、「結果発生地」とは、加害行為による直接の法益侵害の結果が発生した地をいい、基本的には、加害行為によって直接に侵害された権利が侵害発生時に所在した地を意味するものと解すべきであるとして、経済的な損害の発生地は「結果発生地」に含まれないとする見解である。

(3) また、上記の甲案をとった場合についても、乙案をとった場合についても、「結果発生地」における結果発生の通常予見可能性を要すること

とするか否かについては、次の2説に分かれた。

ア A案は、通常予見可能性を消極要件とするとの見解である。A案の根拠は、次のとおりである。

- ・ 仮に、乙案のように、「結果発生地」を直接的な損害の発生地に限るとしても、国内向けの商品を売っていた業者が、それを購入した外国人に、当該外国人の帰国後、当該外国で訴えられる場合のように、「結果発生地」の裁判所に国際裁判管轄を認めるのは相当ではないケースがあり、そのようなケースは、「通常予見可能性がない場合」として類型化することができるから、通常予見可能性を要件とすべきである。
- ・ 直接管轄について、通常予見可能性を要件とせずに、不適当な事例は特段の事情論で事案毎に日本の裁判所の国際裁判管轄を否定するとのルールをとると、間接管轄を考えた場合、外国判決の承認を、特段の事情論に基づいて拒否できるか否かという問題点が生ずる。

イ B案は、通常予見可能性を要件とはしないこととする見解である。

B案の根拠は、次のとおりである。

- ・ 通常予見可能性がない場合であっても、当該結果発生地に証拠が集中して存在する場合も考えられる。
- ・ 実態としては、被告が国際裁判管轄がない旨の具体的な主張をして初めて国際裁判管轄が問題になると考えられるところ、どのような事実があれば通常予見可能性が認められるかを類型化することは困難であって、事案毎に、当事者が主張する具体的事実につき、その存否を判断した上、どのような事実の存在が認められれば、「通常予見可能性あり」と認めるのかを判断せざるを得ないから、通常予見可能性を要件としても、具体的な判断において判断基準が明確になるというわけではなく、意味がない。
- ・ 仮に、「結果発生地」の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが不当であれば、特段の事情論などの別の規律により、事案毎に国際裁判管轄を排除すればよい。

(4) なお、原子力損害について、日本は「原子力損害の民事責任に関する

ウィーン条約及び選択議定書」その他の条約を批准していないところ，これらの条約には原則として事故発生地国の専属管轄とする旨の規定がある。そのようなルールは日本の原子力損害賠償法が日本の原子力事業者のみを適用対象としていることから合理的であり，不法行為に関する訴えの国際裁判管轄の規律を規定として置くに当たっては，原子力損害は除く旨の規定を置く必要があるのではないかとの指摘があった。

(注)ブリュッセル 規則第5条第3号は，「損害をもたらす事実が発生したか，発生する危険がある地」，ブリュッセル条約第5条第3号は，「損害をもたらす事実が発生した地」，ルガノ条約第5条第3号は，「原因となった事実が発生した地」とする。

これに対し，ヘーグ1999年草案第10条は，「損害の原因となった被告の行為がされた国」(同条第1項(a))と並んで，「損害が発生した国」(同条第1項(b))の管轄を認めるが，後者は，「責任を問われている者が，その行為によってその国で同様の性質の損害が発生することを合理的に予見できなかったことを証明した場合」(同条第1項(b)ただし書)は認められず，認められる場合も，損害を被った当事者が当該国に常居所を有しない場合は，当該国で生じた損害についてののみ管轄が認められる(同条第4項)。

第3の6 社団又は財団に関する訴え

- 1 会社法第7編第2章に規定する訴え（会社法第828条以下）及びこれに準ずる訴え

会社法第7編第2章に規定する訴え（会社法第828条以下）及びこれに準ずる訴えについては、当該法人の設立準拠法が日本法であるときは、日本の裁判所に専属管轄が認められるものとする。

- 2 社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴え

社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えについては、次の地が日本にあるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

【甲案】

特段の規律を置かないものとする。

【乙案】

当該社団又は財団の実質上の主たる事務所又は営業所の所在地

【丙案】

当該社団又は財団の実質上の主たる事務所若しくは営業所の所在地又は設立準拠法地

【丁案】

当該社団又は財団の設立準拠法地（当該社団又は財団が法人でない場合は、当該社団又は財団の実質上の主たる事務所又は営業所の所在地）

- 1 検討事項

民事訴訟法第5条第8号は、会社その他の社団又は財団に関する訴えで、会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者に対する訴え又は社員であった者からの社員に対する訴えで、社員としての資格に基づくもの（イ）、社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えで役員としての資格に基づくもの（ロ）、会社からの発起人若しくは発起人であった者又は

検査役若しくは検査役であった者に対する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの（八）、会社その他の団体の債権者からの社員又は社員であった者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの（二）の国内裁判管轄について、「社団又は財団の普通裁判籍の所在地」の専属管轄とすることを定めている。

また、会社法第835条は、会社の組織に関する訴えの国内裁判管轄について、「被告となる会社の本店の所在地」の専属管轄とすること等を、同法第848条は、株式会社における責任追及等の訴えの国内裁判管轄について、「株式会社の本店の所在地」の専属管轄とすることを、同法第856条は、株式会社の役員解任の訴えの国内裁判管轄について、「株式会社の本店の所在地」の専属管轄とすることを、同法第857条及び第858条第3項は、特別清算に関する訴えの国内裁判管轄について、特別清算裁判所の専属管轄とすることを、同法第862条は、持分会社の社員の除名の訴え等の国内裁判管轄について、持分会社の本店の所在地の専属管轄とすることを、同法第867条は、社債発行会社の弁済等の取消しの訴えの国内裁判管轄について、社債を発行した会社の本店所在地の専属管轄とすることを定めている。

そこで、これらの訴えの国際裁判管轄についてどのように考えるのが問題になる（注）。

2 検討

2-1 1について

1は、会社法第7編第2章（同法第828条以下）に規定する訴え及びこれに準ずる訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節（同法第264条以下）に規定する訴え等）について、当該法人の設立準拠法地に専属管轄を認めるものである。

具体的には、新株発行の無効の訴え、株主総会等の決議の取消しの訴え、役員等の責任を追及する訴えなどが、これに含まれる。

その根拠としては、次のものが挙げられた。

- ・ 現在のところ、日本法人が外国に本店を置くことは認められていないから、実質的には定款上の本拠の所在地を基準としても、設立準拠法を

基準としても、日本法人については結論は変わらない。外国法を準拠法として設立された外国会社が日本に定款上の本拠の所在地を置いているような場合については、会社法第821条の擬似外国会社に該当するのではないかと考えられ、現実には、それ以外に外国法人が日本に本店を置いており、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるべき場合があることは想定し難いので、設立準拠法を基準とすることで差し障りはない。

- ・ 仮に外国法人が日本に定款上の本拠の所在地を置いているような場合や、外国法人が日本のみで新株を発行した場合などに日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるという見解をとると、日本の裁判所が外国法人の組織に関する事項について判断することになるが、当該外国がこのような訴訟については準拠法地国の専属管轄に属すると解している場合には、当該外国で日本の裁判所の判決は承認されないから、日本の裁判所でそのような訴えの提起を認める必要性は認められない。

2 - 2 2 について

- (1) 2 は、社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えで、役員としての資格に基づくものの国際裁判管轄についての規律の提案である。

具体的には、法人から役員に対して提起する職務懈怠等による損害賠償請求の訴え等が、これに含まれる。

このような訴えにつき特別裁判籍を認めるべきか否かについては、賛否両論があった。

甲案は、このような訴えについての会社に関連する地の特別裁判籍は、国内裁判管轄についても、特に認める必要性・合理性があるという事例が思い浮かばないところ、国際裁判管轄についても同様であり、むしろ、これを認めると、原告の負担が大きくなりすぎるのであって、国際裁判管轄についてこれを認めることを検討するに値する例があれば、別途検討すべきであるとして、これを否定する見解である。

- (2) これに対し、特別裁判籍を認めるべきであるとの意見が大勢を占めたが、その管轄原因については、次の3説に分かれた。

乙案は、実質上の主たる事務所又は営業所の所在地に着目し、その社

団又は財団が法人であるか否かを問わず，社団又は財団の実質上の主たる事務所又は営業所の所在地に国際裁判管轄を認めることとする見解である。乙案の根拠としては，次のものが挙げられた。

- ・ 社団又は財団については，それが中心的に活動している地に証拠が多くあると考えられ，証拠収集の便宜を考えれば，当該地の裁判所に国際裁判管轄を認める必要がある。
- ・ このような訴えについては，複数の訴えに係る訴訟が並行して係属することも考えられるが，そのような場合には，それらの訴訟の国際裁判管轄が認められる地を一箇所に集中するのが便宜であるところ，その地としては，その実質上の主たる事務所又は営業所のある地とするのが相当である。

丙案は，上記の乙案と後述の丁案の折衷案ともいべきものであり，乙案では，設立準拠法から離れた争いがされることが明らかであるので，設立準拠法が日本法である場合も日本の裁判所の国際裁判管轄を認める方が，問題が顕在化しないとして，社団又は財団が法人で，設立準拠法を觀念することができる場合には設立準拠法地又は当該社団又は財団の実質上の主たる事務所又は営業所の所在地，設立準拠法を觀念することができない場合には当該社団又は財団の実質上の主たる事務所又は営業所の所在地に，国際裁判管轄を認めることとする見解である。

丁案は，当該社団又は財団が法人で，その設立準拠法が外国法である場合にまで日本の裁判所の国際裁判管轄を認めると，日本の裁判所が設立準拠法である当該外国法を適用しなければならなくなる場面が生じ得るが，それは相当ではないとして，第一義的には設立準拠法に着目し，社団又は財団が法人である場合は，当該社団又は財団の設立準拠法地に国際裁判管轄を認めることとし，当該社団又は財団が法人でない場合は，設立準拠法を觀念することができないので，当該社団又は財団の実質上の主たる事務所又は営業所の所在地に国際裁判管轄を認めることとする見解である。

- (3) なお，社団から社員又は社員であった者に対する訴えで，社員としての資格に基づくものや，社員間又は社員と社員であった者との間の訴え

で、社員としての資格に基づくものについても、上記2と同様の規律をおくべきではないかということについても議論されたが、これらの訴えについて、社団の実質上の主たる事務所又は営業所の所在地や設立準拠法地などの社団に関連した地に国際裁判管轄を認める必要性・合理性があるという事案が想定できず、広く一般的にこのような特別裁判籍を認める根拠を見出し難いとして、このような類型の訴えについて、いずれも特に規律を置くことなく、一般的な規律に委ねるのが相当であるとす意見が多数であった。

なお、乙案から丁案までのように、社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えのみについて特別裁判籍を認める見解については、合名会社等のように社員が業務執行権を有する社団等がその社員又は社員であった者に対して訴えを提起する場合には特別裁判籍を認めないのは均衡を失するのではないかとの指摘があったが、国際裁判管轄が問題になる事案において、そのような会社が当事者になる例は、現実的にはあまりないのではないかと思われ、特にその点に配慮して規律を変える必要はないとの意見が大勢を占めた。

(注)ブリュッセル 規則第22条第2号、ブリュッセル条約第16条第2号、ルガノ条約第16条第2号は、会社その他の法人の設立の有効無効若しくは解散、又はその機関の決議の有効性に関する事件について、「会社その他の法人が本拠を有する構成国(締約国)」の専属管轄を定めている。なお、ブリュッセル規則第22条第2号は、続けて「本拠の決定については、裁判所は、自国の国際私法規則を適用する。」と定めている。

他方、ヘーグ1999年草案第12条第2項は、法人の有効性、無効若しくは解散又は法人の機関の決定の有効性若しくは無効を目的とする手続については、「当該法人の準拠法の属する締約国の裁判所」が専属的な管轄権を有すると定めている。

第3の7 不動産に関する訴え

1 不動産に関する訴えについては、日本国内に不動産の所在地があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

2【甲案】

1の管轄は、専属管轄としない。

【乙案】

不動産の物権及び物権的請求権に係る訴えについては、1の管轄を専属管轄とする。

1 検討事項

民事訴訟法第5条第12号は、不動産に関する訴えの国内裁判管轄につき、「不動産の所在地」を管轄原因とすることを定めているところ、国際裁判管轄についてどのように考えるのかが問題になる（注）。

2 検討

(1) 不動産に関する訴えとは、不動産に関する権利を目的とする訴えをいい、不動産上の物権に関する訴えのみならず、不動産に関する債権に係る訴えも含まれるが、不動産の売買代金や賃料等の請求の訴えは、不動産に関する権利を目的とするものではないから、これに含まれないと解されている。

不動産に関する訴えの国際裁判管轄について、不動産の所在地に管轄を認めることについては、異論はなかったものの、これを専属管轄とするかどうかについては、次の2説に分かれた。

(2) 甲案は、国内裁判管轄と同様に、専属管轄とはしないとする見解である。甲案の根拠は、次のとおりである。

- ・ 例えば、外国に所在する土地について、日本に住所を有する日本人同士の間でその所有権の帰属が問題になったような場合にまで、当該外国に専属管轄が認められるとして、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定する理由はない。

- ・ 外国に所在する土地の所有権の帰属などの争いについて、仲裁合意をして仲裁に付託することは認められるのであるから、不動産の所在地国以外の国の裁判所の国際裁判管轄を認めても差し障りはない。
- (3) 乙案は、不動産の所有権等に係る紛争については、当該不動産の所在地における登記・登録を要する場面があるなど、属地的な要素が強く、不動産の所有権等に係る紛争について、他の国の国際裁判管轄を認める必要性はないとして、不動産の物権や物権的請求権に係る訴えに限り、専属管轄とする見解である。
- (4) なお、境界確定の訴えについては、諸外国においては行政訴訟に含まれると解されていることが多く、規定を置かなくても訴えの性質上当然に不動産所在地の専属管轄となるとの意見があり、この結論については、異論がなかった。

(注) ブリュッセル 規則第22条第1号、ブリュッセル条約第16条第1号a、ルガノ条約16条第1号aは、不動産物権及び不動産賃貸借に関する事件について、「不動産が所在する構成国(締約国)」の専属管轄を定めている。ただし、6か月以内の個人的使用のための賃貸借については、一定の要件の下で、被告の住所地国の管轄も認める。

他方、ヘーグ1999年草案第12条第1項は、不動産の物権又は賃貸借を目的とする手続について、当該不動産が所在する締約国の専属管轄を認めつつ、「賃貸借が目的となっている手続において、賃借人が他国に常居所を有する場合は、この限りでない。」と定めている。

第3の8 登記又は登録に関する訴え

登記又は登録に関する訴えについては，日本国内に登記又は登録すべき地があるときは，日本の裁判所に専属管轄が認められるものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第5条第13号は，登記又は登録に関する訴えの国内裁判管轄について，「登記又は登録をすべき地」を管轄原因とすることを定めているところ，国際裁判管轄についてどのように考えるのかが問題になる（注）。

2 検討

(1) ここでいう登記とは，民法・商法その他法令に従って登記官が一定の事項を登記簿に記載することをいい，登録とは，行政庁が登記簿以外の公簿に一定の事項を記載することをいう。具体的には，登記又は登録の義務者に対する登記・登録をすべきことの意味表示を求める訴え，共同申請者の意思表示に代わる判決を求める訴え，登記・登録義務の確認を求める訴え，登記上利害関係を有する第三者に係る抹消等についての承諾の請求の訴え等がこれに含まれ，登記・登録義務が当事者間の契約によって生じるか法律の規定により直接生じるかを問わない。なお，特許権等のその付与に登録を要する知的財産権に関する訴えについては，後記（第4の2）で別途検討する。

(2) 登記又は登録に関する訴えについては，その請求の内容が，国による行為に関わるものであることから，登記又は登録をすべき国以外に，当該登記又は登録に関する訴えの国際裁判管轄を認めても，判決に基づきその登記等を行うには，登記又は登録をすべき国における承認等の手続が必要となり，迂遠であることから，登記又は登録すべき地に専属管轄を認めることに異論はなかった。

(注) ブリュッセル 規則第22条3号，ブリュッセル条約第16条第3号，ルガノ条約第16条第3号は，公簿への登記の有効性に関する事件について，「公

簿を備置する構成国（締約国）」の専属管轄を定めている。ヘーグ1999年草案第12条第3項も、公的な登記又は登録の有効性又は無効を目的とする手続について、「当該登記又は登録が保持されている締約国」の専属管轄を定めている。

第3の9 相続に関する訴え

相続に関する訴えについては、次のいずれかの場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

日本国内に相続開始時の被相続人の住所があるとき。

相続開始時の被相続人の住所が知れない場合において、日本国内に相続開始時の被相続人の居所があるとき。

相続開始時の被相続人の住所及び居所が知れない場合において、日本国内に被相続人の住所があったとき。ただし、日本国内に被相続人の住所があった時により後に、外国に被相続人の住所があったことが明らかであるときは、この限りではない。

1 検討事項

民事訴訟法第5条第14号は、相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えの国内裁判管轄につき、「相続開始の時における被相続人の普通裁判籍の所在地」を管轄原因とすることを、同条第15号は、相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで同条第14号に掲げる訴えに該当しないものの国内裁判管轄につき、相続財産の全部又は一部が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域内にあるときに限り、「同号に定める地」を管轄原因とすることを定めているところ、国際裁判管轄についてどのように考えるのかが問題になる（注）。

2 検討

- (1) 相続に関する訴えとは、相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え、相続債権その他相続財産の負担に関する訴えの総称であり、相続権存否確認の訴え、相続回復の訴え、被相続人が相続開始前に負担していた債務の履行を求め、又はその存在の確認を求める訴え、被相続人の葬式費用等に関する給付又は確認の訴え等が、これに含まれる。
- (2) 相続権存否の確認の訴えと民法第884条の相続回復の訴えについて

は、例えば、相続権の存否に関する判断は、遺産分割の前提になるため、遺産分割に関する国際裁判管轄が認められる地の裁判所に国際裁判管轄が認められるとすることが便宜ではあるが、遺産分割については各国の法制が異なるので、実体法に依存することなく、世界中のどこかに少なくとも一つは国際裁判管轄が認められる地が存在するようにすべきであり、相続開始時の被相続人の普通裁判籍をその国際裁判管轄の管轄原因とすべきであるということによって異論はなかった。

また、その他の相続に関する訴えについても、世界中のどこかに少なくとも一つは国際裁判管轄が認められる地が存在するようにするという観点から、相続財産の一部が日本国内にあるか否かを問わず、相続開始時の被相続人の普通裁判籍を管轄原因とすべきであるということによって異論はなかった。

(3) なお、民事訴訟法第5条第15号において、「(相続財産の全部又は一部が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域内にあるときに限る。)」とされているのは、執行の準備のためであると解されているが、上記のように、どこかに少なくとも一つは国際裁判管轄が認められる地が存在するようにすべきであるという見地からすれば、国際裁判管轄のみならず、国内裁判管轄についても、上記の部分を削るべきであるとされた。

(注) ブリュッセル 規則、ブリュッセル条約、ルガノ条約、ヘーグ1999年草案では、相続については、対象外とされている。

第3の10 債務不存在確認の訴え

債務不存在確認の訴えの国際裁判管轄については、特段の規定は設けないものとする。

1 検討事項

民事訴訟法には、債務不存在確認の訴えの管轄についての特則はないが、債務不存在確認の訴えの国際裁判管轄については、例えば、存在しないと主張される債務の義務履行地を観念し、それが債務者である原告の住所地であれば、原告の住所地に国際裁判管轄が認められることになるから、相手方が、自己の住所地の裁判所に国際裁判管轄があるとして、債務の存在を前提とする給付訴訟を提起したときに、その被告とされた者が、自己の住所地の裁判所にも国際裁判管轄があるとして、当該債務について債務不存在確認の訴えに係る訴訟を提起するというような場合が考えられ、国際的重複訴訟を惹起することなどが考えられることから、特段の規律を置くことの是非が問題になる。

2 検討

この点については、債務不存在確認の訴えの対象となる債務は様々であり、その債務の性質等に照らして国際裁判管轄の有無を検討することになるから、債務不存在確認の訴えについて独自の管轄規定を設ける必要はないとされた。

その上で、仮に特段の規定を設けないことにより、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることが相当でないような場合があるのであれば、特段の事情の法理等の他の規律で対処すればよいとされた（注）。

（注）なお、前記の相当でないような事案の中には、確認の利益がないと判断され、訴えが却下されるものもあるのではないかと考えられ、結果的に、特に規律を設けなくても、問題は生じないことになるのではないかとの指摘もあった。

第4 合意管轄，応訴管轄

第4の1 国際裁判管轄の合意

1 一定の法律関係に基づく訴えについて，日本の裁判所を管轄裁判所とするとの合意があるときは，日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

2 上記1の規律については，当該請求について，日本の法令によれば，日本の裁判所が専属的に管轄を有するような管轄原因が外国にあるときは，この限りでないものとする。

3【甲案】

外国の裁判所を管轄裁判所とするとの合意があるときは，当事者が明示的に別段の定めをしない限り，日本の裁判所の管轄を排除するとの合意も併せてしたとみなすものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

4 上記1の合意が契約の一部としてされている場合には，当該合意以外の契約条項が無効とされても，当該合意は当然には無効とはならないものとする。

5（1）当事者は，第一審に限り，合意により管轄裁判所を定めることができ，この合意は，書面でしなければ効力を生じないものとする。

（2）上記（1）の合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは，その合意は，書面によってされたものとみなすものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第11条は，「当事者は，第一審に限り，合意により管轄裁判所を定めることができる。」と規定しているが，国際裁判管轄に関する

合意について、どのような定めを設けるべきかが問題となる。

2 検討

2 - 1 前提

(1) 管轄についての合意は、理論的には、「管轄を付加する合意」と「管轄を排除する合意」に区別して議論をすべきであり、例えば、ある国の裁判所に「管轄を付加する合意」と他のすべての国の「管轄を排除する合意」とを組み合わせたものが専属管轄の合意であると理解することができるとの見解があったが、このように専属管轄の合意を分断して規律を置くことについては違和感が拭えず、専属管轄の合意は一個の合意とみるべきであるとの見解(注1)もあった(なお、ヘーグ国際私法会議における管轄合意に関する条約(以下「ヘーグ管轄合意条約」という。)第3条(a)は、「『専属的管轄合意』とは、複数の当事者が締結する合意であって、(略)1つの締約国の裁判所又は1つの締約国の1つ若しくは複数の特定の裁判所を選択し、他のいかなる裁判所の裁判管轄も排除するものをいう。」と規定しているが、後者の見解からは、これをもって専属管轄の合意を分解する趣旨のものともみることができないとの反論があった。)

(2) 管轄合意の成立及び効力に関する準拠法については、契約において合意管轄条項の準拠法(合意管轄条項の準拠法の指定のない場合には、合意管轄条項を含む契約全体の準拠法)が指定されていれば当該法律となり、準拠法が指定されていない場合には、管轄合意により選択された裁判所が所属する国の法律となる、管轄合意は訴訟法的行為であるから法廷地法により定まる、などの考え方があり得るところであり、意見が分かれた(注2)(注3)。

ア 上記 説の根拠は次のとおりである。

- ・ 契約に準拠法の定めがあった場合には、定めた準拠法により決するのが普通である。
- ・ 日本で管轄合意の効力を認めて訴えを却下した後で、外国で管轄合意の効力が認められずに管轄がないとの判断をされる事態は避けるべきであるので、この場合は、合意された裁判所の属する国の法

律で判断すべきである。

イ 他方，上記 説は，管轄合意はそもそも訴訟法的行為であること，管轄合意についての準拠法が争点となることにより，訴訟の入り口の段階で争いが長引くことは好ましくないことなどを根拠にする。

2 - 2 「管轄を付加する合意」について

(1) 1 について

一定の法律関係に基づく訴えについて，日本の裁判所を管轄裁判所とするとの合意があるときは，日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるものとされた。管轄合意は，第一審の裁判管轄に限られ，また，対象が一定の法律関係に基づく訴えとして特定されることを要することとする点については，異論がなかった。

(2) 2 について

民事訴訟法第13条第1項は，訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には，合意管轄に関する第11条の規定を適用しないと定めており，最判昭和50年11月28日民集29巻10号1554頁（以下「昭和50年最判」という。）も，訴訟事件についてのわが国の裁判権を排除し，特定の外国の裁判所だけを第一審の管轄裁判所と指定する旨の国際的専属的裁判管轄の合意が有効と認めるための要件として「当該事件がわが国の裁判権に専属的に服するものではないことを挙げている。

本研究会においても，日本の国際民事訴訟法上，専属管轄とされる訴えの類型（登記又は登録に関する訴え（第3の8参照）など）については，管轄の合意をすることができないとすることに異論はなかった。

(3) 3 について

一定の法律関係に基づく訴えについて，日本の裁判所を管轄裁判所とするとの合意があるときに，当事者が明示的な別段の定めをしない限り，専属的な管轄を定めたものとみなすべきかどうかについては，当事者の通常の意味は指定した裁判所で訴訟をしようとの趣旨であるから，特に付加的管轄の合意と解すべき事情がない限り，専属的管轄の合意とみなすべきであるとの意見と，少なくとも，国際的取引においては，専属

的管轄とする旨の明示的な記載がない限り，当事者は付加的管轄の合意と理解するのが実務であるから，そのようなみなし規定を置くべきではないとの見解に分かれた（ただし，いずれの見解も消費者契約関係の訴え及び労働関係の訴えを対象とするものではない。）。なお，ヘーグ管轄合意条約第3条（b）は，「1つの締約国の裁判所又は1つの締約国の1つ若しくは複数の特定の裁判所を選択する管轄合意は，当事者が明示的に別段の定めをしない限り，専属的なものとみなす。」と規定している（同条約も消費者関係訴訟には適用されないものとされている。）。

（4）契約との一体性について

管轄合意が契約の一部としてされている場合に，当該管轄合意以外の契約条項が無効とされることがあり得るが，その場合であっても，管轄合意の効力は，独立して判断し得るので，当然には無効とはならないとするのが相当であるとされた（仲裁法第13条第6項参照）。

（5）方式について

ア 書面の要否

民事訴訟法第11条第2項は，管轄の合意は，一定の法律関係に基づき訴えに関し，かつ，書面でしなければ，その効力を生じないと定め，さらに，同条第3項は，合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは，その合意は，書面によってされたものとみなす旨定めている。この規定は，仲裁法第13条第2項及び第4項にも対応するものであり，国際裁判管轄においても同様の規定を置くことが相当であるとされた。

なお，ヘーグ管轄合意条約第3条（c）では，「書面」によるほか，「後の参照の用に供しうる情報を残す他のすべての通信手段」でもよいとされ（注4），また，UNCITRAL仲裁モデル法7条 オプションI（注5）では，仲裁合意は書面によらなければならないとしつつも，「仲裁合意は，その内容が何らかの方式で記録されているときは，仲裁合意又は契約が口頭，行為又はその他の方法により締結されたとしても，書面によるものとする。」との規定が置かれている。

イ 文書の引用の可否

仲裁法第13条第3項は、「書面によってされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。」と定めるところ、管轄合意を内容とする条項が記載された文書を引用する旨の合意も有効と考えるべきであるとされた。

(6) 管轄合意における裁判所の指定について

管轄合意における裁判所の指定については、単に「日本の裁判所」と指定する合意がされる場合もあり得ることから、管轄合意における裁判所の指定方法についての規定を設けるか、設けるとすればどのような規定が望ましいかが問題となる。

この点については、「日本の裁判所」と指定する合意のみを有効とする見解や、特定の裁判所を指定する合意に限って有効とする見解もあったが、実務的には、「東京地方裁判所」などと特定の裁判所を明示するのが通常であり、また、例えば「カリフォルニア州の裁判所」と指定した場合に管轄合意が無効となるのは当事者の意思に反すると考えられることから、本研究会においては、「日本の裁判所」としている合意も、特定の裁判所を指定する合意も有効と解すべきとの見解（注6）が多数であった。

(7) 日本の裁判所の国際裁判管轄を否定すべき事情について

日本の裁判所に国際裁判管轄を認める旨の有効な合意があるにもかかわらず、日本の裁判所に管轄を否定すべき場合があるか、それはどのような場合かが問題となる（注7）。

ア この点については、次の考え方があり得るとされた。

- (ア) 当事者が日本以外の国に居住し、かつ、その当事者の関係及び紛争に関するその他のすべての要素（ただし、選択された裁判所の所在地は問わない。）がその国にのみ関連しているときは、合意による日本の裁判所の管轄を認めないものとする考え方（ヘーグ管轄合意条約第20条参照）

- (イ) 事案と日本との間に何らの合理的関係もない場合には、合意によ

る日本の裁判所の管轄を認めないものとする考え方（ヘーグ管轄合意条約第19条参照）

(ウ) 当事者の便宜，公平の見地からみて，合意に合理性があること等を要件とする考え方

(I) 特段の事情又はフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理等の一般的な法理により対処するとの考え方

イ 本研究会においては，次のとおりの意見が示されたが，特段の規律を設けず，特段の事情の法理等の一般的な規律に委ねるべきであるとの意見が大勢であった。

- ・ 例えば，ニューヨークに全く関係がない事件でもニューヨークの裁判所に専属管轄を認める旨の合意をすることがあり，その場合に，合理的関係がないと管轄を否定すべきであるとの考え方をとると，判決を承認執行することができなくなる。自国に何らの合理的関係がない訴訟を受け付けるかどうかはそれぞれの国の政策問題であり，このような訴訟も受け付けるという政策をとっている国の裁判所に専属管轄を認める旨の合意をした場合に，その判決を日本が承認執行する余地を否定すべきではない。
- ・ 日本の裁判所に専属管轄を認める旨の合意をするのは，通常は，日本との何らかの関係がある場合であるから，日本と全く関係がないような例外的な場合には特段の事情で対処すれば足りる。

2 - 3 管轄を排除する合意について

前記のとおり，管轄についての合意は，「管轄を付加する合意」と「管轄を排除する合意」に区別することができる。ところ，「管轄を排除する合意」について別段の規定を設けるべきか，設けるとしてどのような規定が相当であるかが問題となる（なお，上記2 - 2（2）から（5）までは，管轄を排除する合意についても妥当すると考えられるが，ここでは，管轄を排除する合意に特有な事項について検討する。）。

（1）管轄排除の合意に関する別段の規定を設けるか否かについて

理論的には，管轄を付加する合意と管轄を排除する合意とは区別すべきであり，日本の裁判所の管轄を排除する合意についても規定を設ける

ことが望ましいという意見もある一方、管轄を排除する合意のみではなく、管轄を付加する合意も併せて行われるのが通常であるから、日本の裁判所の管轄を正面から否定するような規定をわざわざ設ける必要がないとの意見もあり、なお検討を要するとされた。

(2) 外国裁判所の管轄の要否

日本の裁判所に提起された訴えにおいて、外国の裁判所に専属管轄を付与する合意がされたと主張され、日本の裁判所の国際裁判管轄が争われた場合に、その管轄合意が有効と認められるには、当該事件について、その外国の裁判所に管轄が認められることを要するのかが問題となる。

この点、昭和50年最判は、「ある訴訟事件についてのわが国の裁判権を排除し、特定の外国の裁判所だけを第一審の管轄裁判所と指定する旨の国際的専属的裁判管轄の合意は、(イ) (略)、(ロ) 指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有すること、の二個の要件をみたま限り、わが国の国際民訴法上、原則として有効である。」と判示し、当該外国の裁判所に管轄が認められることを日本の管轄の排除のための要件としている。

本研究会においては、上記最高裁判決の考え方を支持する見解も表明されたが、外国裁判所が管轄を有しないような場合には緊急管轄などの規律に基づいて対応すべきであるとの見解が大勢であった。

(3) 具体的事情による外国裁判所の専属管轄の否定

外国の裁判所に専属管轄を付与する合意がされた場合に、事案における具体的な事情により、日本の裁判所の管轄の排除を認めることが相当ではない場合もあり得るか、あり得るとすれば、どのような場合かが問題となる。

ア 昭和50年最判は、「被告の普通裁判籍を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所と定める国際的専属的裁判管轄の合意は、『原告は被告の法廷に従う』との普遍的な原理と、被告が国際的海運業者である場合には渉外的取引から生ずる紛争につき特定の国の裁判所にのみ管轄の限定をはかるうとするのも経営政策として保護するに足りるものであることを考慮するときは、右管轄の合意がはなはだしく不合

理で公序法に違反するとき等の場合は格別，原則として有効と認めるべきである。」と判示し，「右管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき」には管轄の合意が無効となることがあり得るとしている。

イ この点については，次の考え方があり得るとされた。

(ア) 外国の裁判所の専属管轄とする合意の効力を否定して，日本の裁判所の管轄を，次の ， の2つの観点から限定的に認めるものとする考え方

指定された外国と事案との関連性を欠く場合

当事者がいずれも日本に居住し，かつ，その当事者の関係及び紛争に関するその他のすべての要素（ただし，選択された裁判所の所在地は問わない。）が日本にのみ関連しているときは，管轄合意の効力を認めないものとする。

その他，不合理な結果が生じる場合

例えば，ヘーグ管轄合意条約第6条（注8）は，「(c)その合意の効力を認めることが明らかな不正義をもたらすか，又は受訴裁判所の所属国の公序の基本原則に明らかに反する結果となる場合」，「(d)当事者が左右することができない例外的な理由により，その合意が合理的には履行できない場合」，「(e)選択された裁判所が管轄権を行使しない場合」を挙げている。

(イ) 当事者の便宜，公平の見地からみて，合意に合理性があること等を要件とする考え方

(ウ) (ア)，(イ)のような要件を掲げなくても，日本法に照らして，公序法に違反するとして，合意の有効性を否定する考え方

ウ 本研究会においては，上記最高裁判決と同様に「著しく不合理」な場合には我が国の国際裁判管轄を認めてもよいとの意見も表明されたが，なお検討を要するとされた。

(注1) この見解に基づき，管轄合意には，もともと管轄のない特定の裁判所を管轄裁判所として定める場合もあるが，管轄を有する特定の裁判所が管轄を有する

ことを確認する場合もあることを考慮すると、「管轄を付加する合意」という用語は必ずしも正確ではないのではないかと指摘もあった。

(注2) 最判平成9年9月4日民集51巻8号3657頁は、「当事者間の合意を基礎とする紛争解決手段としての仲裁の本質にかんがみれば、いわゆる国際仲裁における仲裁契約の成立及び効力については、法例7条1項により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべきものと解するのが相当である」と判示し、仲裁契約に旧法例第7条が適用されるとした。

(注3) ヘーグ管轄合意条約第5条第1項

「専属的管轄合意により選択された締約国の裁判所は、その合意が適用される紛争について裁判する裁判管轄権を有する。ただし、その国の法律（抵触する内外の法令の適用関係を定めるその国の法令を含む。以下同じ。）によりその合意が無効である場合はこの限りではない。」

(注4) ヘーグ管轄合意条約第3条(c)

「専属的合意管轄は、以下のいずれかによって締結されるか、又は記録されなければならない。

() 書面、又は、

() 後の参照の用に供しうる情報を残す他のすべての通信手段」

(注5) UNCITRAL 仲裁モデル法7条 オプションI (三木浩一「UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法2006年改正の概要(上)」JCAジャーナル2007.6 第54巻6号4頁)

「(1) (略)

(2) 仲裁合意は、書面によらなければならない。

(3) 仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意又は契約が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によるものとする。

(4) 仲裁合意が書面によらなければならないとの要件は、それに含まれている情報が後の参照の用に供しうるようにアクセス可能であるときは、電子のコミュニケーションによって充足されるものとする。「電子のコミュニケーション」とは、当事者がデータメッセージを用いて行うあらゆるコミュニケーションをいう。「データメッセージ」とは、電子的、磁氣的、光学的又はこれらの類似の手段によって、生成され、送信され、受信され又は保存された情報であり、電子データ交換(EDI)、電子メール、電報、テレックス又はテレコピーを含んでいるが、これらに限られない。

(5) さらに、仲裁合意は、交換された申立書及び答弁書であって一方当事者による仲裁合意の存在の主張及び他方当事者によるその否認がないことを内容と

するものに含まれるときは、書面によるものとする。

- (6) 契約の中に仲裁条項を含む何らかの文書への言及があり、その言及が当該仲裁条項を当該契約の一部とするようなものであるときは、書面による仲裁合意があるものとする。」

(注6) ヘーグ管轄合意条約では、「1つの締約国の裁判所又は1つの締約国の1つ若しくは複数の特定の裁判所を選択し、」と規定している(第3条(a))。

(注7) この点、ヘーグ管轄合意条約第5条第2項は、「前項の規定により裁判管轄権を有する裁判所は、その紛争は他の国の裁判所で裁判されるべきであるとの理由によって裁判管轄権の行使を控えてはならない。」と規定している。ただし、同条約第2条では一定の事項が適用範囲から除外されていることに留意すべきである。

(注8) ヘーグ管轄合意条約第6条

「選択された裁判所の所属する締約国以外の締約国の裁判所は、次に定める場合を除き、専属的管轄合意が適用される訴訟を停止するか、又は訴えを却下しなければならない。

- (a) 選択された裁判所の所属国の法律により、その合意が無効である場合
- (b) 受訴裁判所の所属国の法律により、当事者がその合意を締結する能力を欠いていた場合
- (c) その合意の効力を認めることが明らかでない不正義をもたらすか、又は受訴裁判所所属国の公序の基本的原則に明らかに反する結果となる場合
- (d) 当事者が左右することができない例外的な理由により、その合意が合理的には履行できない場合
- (e) 選択された裁判所が管轄権を行使しない場合」

第4の2 応訴管轄

- 1 被告が日本の第一審裁判所において、国際裁判管轄が存しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論し、又は弁論準備手続において申述したときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。
- 2 上記1の規律については、当該請求について、日本の法令によれば、日本の裁判所が専属的に管轄を有するような管轄原因が外国にあるときは、この限りでないものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第12条は、「被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。」と定めているところ、国際裁判管轄についてどのように考えるのが問題となる。

2 検討

2-1 1について

国際裁判管轄についても、民事訴訟法第12条と同様の要件のもと、応訴管轄に関する規定を設けることが相当であるとされた（注）。

国内裁判管轄に基づく移送との関係、すなわち、応訴することにより日本のA地方裁判所に国際裁判管轄が認められた場合において、国内裁判管轄規定に基づき国内裁判管轄が認められるB地方裁判所に当該事件を裁量移送することができるか否かという点については、国際裁判管轄が認められた後は国内法の問題であることから、事件を移送することも可能であると解するのが相当であろうとされた。この場合、国際裁判管轄が存しない旨の抗弁を提出しないまま、他の国内裁判所への移送を申し立てた場合に応訴による国際裁判管轄は生じるかどうかは、本案について弁論をしたといえるかどうかの解釈に委ねることになるとされた。

2-2 2について

訴えに係る請求について、日本の法令によれば、日本の裁判所が専属的

に管轄を有するような管轄原因が外国にある場合には，応訴管轄は認められないこととされた（民事訴訟法第13条第1項参照）。

（注）ブリュッセル 規則第24条は「構成国の裁判所は，被告が応訴している場合には管轄を有する。ただし，被告が管轄を争うために応訴している場合又は他の裁判所が第22条に基づき専属管轄を有する場合は，この限りでない。」と定める。ブリュッセル条約第18条，ルガノ条約第18条にも同様の規律がある。ヘーグ1999年草案第5条も，「第12条（専属管轄）の規定に従うことを条件として，裁判所は，被告が管轄権を争わずに本案について手続を進めた場合には，管轄権を有する（第1項）。被告は，本案についての最初の抗弁提出の時まで管轄権を争う権利を有する（第2項）」と規定している。

第5 特殊分野の訴訟

第5の1 海事関係の訴え

1 船員に対する財産権上の訴え

船員に対する財産権上の訴えについては、特段の規定は設けないものとする。

2 船舶の所有者等に対する船舶又は航海に関する訴え

船舶の所有者等に対する船舶又は航海に関する訴えについては、特段の規定は設けないものとする。

3 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、特段の規定は設けないものとする。

4 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え

船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えについては、日本国内に損害を受けた船舶が最初に到達した地があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

5 海難救助に関する訴え

海難救助に関する訴えについては、特段の規定は設けないものとする。

6 海事関係の訴えについての管轄合意

海事関係の訴えについての管轄合意については、特段の規定は設けないものとする。

7 船主責任制限手続

船主責任制限手続については、特段の規定は設けないものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第5条は、海事関係の訴えの国内裁判管轄につき、船員に対する財産権上の訴え（第3号）及び船舶所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え（第6号）については船舶の船籍の所在地、船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては船舶の所在地（第7号）、船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えについては損害を受けた船舶が最初に到達した地（第10号）、海難救助に関する訴えについては海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地（第11号）を管轄地とすることを定めている。

また、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（以下「船主責任制限法」という。）第9条は、船舶所有者等若しくはその被用者等がする責任の制限の場合において船舶が船籍を有するとき、又は救助船舶に係る救助者、当該救助船舶の船舶所有者等若しくはこれらの被用者等がする責任の制限の場合において救助船舶が船籍を有するときは、船籍の所在地を管轄する地方裁判所（第1号）、前記の場合において船舶又は救助船舶が船籍を有しないときは、申立人の普通裁判籍の所在地、事故発生地、事故後に当該船舶が最初に到達した地又は制限債権（物の損害に関する債権のみについての責任制限手続にあっては、人の損害に関する債権を除く。）に基づき申立人の財産に対して差押え若しくは仮差押えの執行がされた地を管轄する地方裁判所（第2号）、前記の救助者以外の救助者又はその被用者等がする責任の制限のときは、申立人の普通裁判籍の所在地、事故発生地又は制限債権に基づき申立人の財産に対して差押え若しくは仮差押えの執行がされた地を管轄する地方裁判所（第3号）に責任制限手続の国内裁判管轄を認めている。

そこで、国際裁判管轄についてどのように考えるのかが問題になる。

2 検討

2 - 1 船員に対する財産権上の訴え

(1) 船員に対する財産権上の訴えとは、船長又は海員に対する経済的利益を目的としている権利又は法律関係に関する訴えをいい、義務の履行を伴うものであれば、訴えの種類や内容を問わない。その国内裁判管轄と

しては、前記のとおり、「船舶の船籍の所在地」が管轄原因として定められている（民事訴訟法第5条第3号）が、国際裁判管轄としても船籍所在地を管轄原因とするか否かについては、船籍所在地を管轄原因とすることとはしないこととすることに異論はなく、また、船員に対する財産権上の訴えについて他の管轄原因を特別裁判籍として認めることとはしないことについても、特に異論はなかった（注1）。

(2)「船舶の船籍の所在地」を管轄原因とすることはしないこととされた理由は、次のとおりである。

- ・ 国際的には便宜置籍船が広く利用されており、日本船籍の外航船は100隻を下回る現状にあり、現在、便宜置籍船の多くの船籍国となっているパナマやリベリアなどには、形式上の船主であるペーパー・カンパニーがあるだけであり、船籍地に営業所等の営業の拠点があるわけではなく、もはや船籍所在地に管轄を認める合理性がない。
- ・ 船籍は、自然人でいえば本籍のようなものといえるが、民事訴訟法に船籍を管轄原因とする規定が置かれた大正時代には本籍を管轄原因とする意味があったとしても、今日において、財産権上の訴えにつき、本籍を管轄原因にすることは考え難い。また、国際裁判管轄についていえば、国籍を管轄原因とするようなものといえるが、これを管轄原因にすることは意味がなく、船籍を管轄原因にするのは相当ではない。
- ・ 比較法的にも、海事関係の訴えについて、詳細な規定を置いている国はなく、国内法との整合性を図るためだけに、既に国際的には合理性がなくなっている規律を置くことは避けるべきである。
- ・ 便宜置籍船に乗り組む船員の立場からみると、便宜置籍船の多くの船籍国となっているパナマ等において、日本人船員の住所地国である日本や、外国人船員の多くを占めるフィリピン人船員の住所地国であるフィリピン等と同様の法的な保護が確保されているかは定かではないため、船籍国での裁判よりも、住所地国での裁判の方が望ましいとの指摘がある。

(3)また、船員に対する財産権上の訴えについて、「船舶の船籍の所在地」に代わる管轄原因を認めないこととされた理由は、次のとおりである。

- ・ 船員が、船員であることに関連して財産上の請求を受ける場合としては、船上での船員同士の傷害事件や船同士の事故等に関して個人として訴えられる場合などが考えられるが、船同士の事故等に関しては被害額が巨額になり、個人が負担することのできる範囲を凌駕するため、個人に対する請求は行わずに、共同海損や船主責任制限等による処理が行われており、その支払は、保険でカバーされていること、船上での死亡・傷害等も含め、船員個人の被害については、国際的な労働協約等により、相当の損害の填補が保証されており、その支払は、船会社が加入している保険でカバーされていること、日本人船員は、日本の会社と契約して、そこから派遣されて便宜置籍船に乗船することが多く、日本の商船に乗り組む外国人船員の約7割を占めるフィリピン人船員についても、フィリピンの会社と契約してそこから派遣されていることが多いため、紛争が生じるとすれば、船員と当該会社の間で生じ、その間で解決されていることが多いことなどから、実際に訴えられるのはレア・ケースといつてよいと思われる。
- ・ 少なくとも日本人船員で住所を有しない者は想定し難く、世界中のどこかに裁判管轄がある地を確保するという見地からは、普通裁判籍による管轄が確保されているものと考えられるところ、船員であることとは関係のない財産上の請求についてまで、他の規律に加えて、船員について特別裁判籍を定める合理性はない。

(4) なお、船員のほかにも、航空機の乗員等、同様の事情が存する者もあるが、特に規律を設ける必要はないとされた。

2 - 2 船舶の所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え

(1) 船舶に対する訴えとは、船舶そのものを目的とした船舶の所有権・共有権に関する訴え、船舶所有権移転登記請求の訴え、船舶の使用収益その他船舶を中心にして生じた船舶の賃貸借に関する訴え、船員の俸給請求の訴え、堪航能力担保義務違背に基づく損害賠償の訴えなどをいう。航海に関する訴えとは、船舶を航海に供することによって生じる一切の権利義務関係に関する訴えであり、運送賃請求の訴え、運送賃返還請求

の訴え，航海用の物資の購入，船舶の修繕，船員の雇用，乗客・貨物の運送その他航海に関して生じた債務不履行又は不法行為その他の請求に関する一切の訴えが含まれる。船舶の利用者には，権原なく事実上船舶を利用している者も含む。また，船舶の所有者又は利用者に対する訴えには，共有者間の費用分担等の共有者間の訴え，所有者・賃借人間の船舶賃貸借に関する引渡・賃料請求その他の一切の訴えが含まれる。

その国内裁判管轄としては，前記のとおり，「船舶の船籍の所在地」が管轄原因として定められている（民事訴訟法第5条第6号）が，国際裁判管轄としても船籍所在地を管轄原因とするか否かについては，船籍所在地を管轄原因とすることとはしないこととするに異論はなく，また，船舶の所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴えについて他の管轄原因を特別裁判籍として認めることとはしないことについても，特に異論はなかった（注2）。

(2) また，船舶の所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴えについては，様々な訴えが含まれ，これらに共通する何らかの合理的な管轄原因を認めることは困難であることから，「船舶の船籍の所在地」に代わる管轄原因を認めないこととされた。

2 - 3 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

(1) 船舶債権とは，商法第842条所定の債権であり，債権者がその船舶等の上に先取特権を有するとされるものである。船舶を担保とする債権とは，船舶抵当権（商法第848条）及び未登記船舶に対する質権（商法第850条参照）により担保される債権である。

(2) その国内裁判管轄としては，「船舶の所在地」が管轄原因として定められている（民事訴訟法第5条第7号）が，国際裁判管轄としても船舶所在地を管轄原因とする特別裁判籍を定めるかについては，定めないものとするに異論はなかった（注3）（注4）。その理由は，次のとおりである。

- ・ 国内裁判管轄については，被告の住所が国内の特定の場所にあるときに，船舶所在地にも競合的に管轄が認められる点で，船舶所在地を管轄原因とする規定を置くことに意味があるが，国際裁判管轄につい

ては、日本に船舶が所在するというだけで管轄を認める合理性はなく、他にこれに代わるべき合理的な管轄原因は見出し難い。

- ・ 船舶所有者に対する訴えであれば、船舶が日本にあれば財産所在地管轄で日本に国際裁判管轄が認められるのであって、この規定が適用される余地は先取特権等の場合に限られ、実際に適用された事例も見当たらない。

2 - 4 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え

船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えの国内裁判管轄としては、「損害を受けた船舶が最初に到達した地」が管轄原因とされている（民事訴訟法第5条第10号）ところ、国内裁判管轄規定において損害を受けた船舶が最初に到達した地を管轄原因としているのは、証拠保全の利益に着目したものと考えられるが、国際裁判管轄においても、領海外で事故があり、日本に不法行為地管轄が認められないような場合でも、検証がしやすいなど日本に証拠保全の利益が認められる場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが相当であるとして、国際裁判管轄としても、同様の規律を設けることについて異論はなかった（注5）（注6）（注7）。

2 - 5 海難救助に関する訴え

- （1）海難救助に関する訴えには、救助料請求権についての給付又は確認の訴え（商法第800条）、救助料額確定の訴え（商法第801条）、救助料額の増加又は減少の訴え（商法第802条）その他商法第3編第5章の海難救助に関する一切の訴えが含まれるが、救助義務不履行に基づく損害賠償の訴えは含まれない。

その国内裁判管轄としては、「海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地」が管轄原因として定められている（民事訴訟法第5条第11号）ところ、国際裁判管轄としては、現実には、海難救助は、実務上、ロイズ・オープン・フォームによる合意により行われており、それには仲裁合意が含まれているため、義務なくして海難救助が行われることは、火事の場合など人命にかかわる場合などに限られ、日本の裁判所に訴えが提起されることは稀であって、海難救助について、国

際裁判管轄に関し，特に規定がなくとも実害はなく，比較法的にも同種の規定はあまりないので，特に規定を定めないこととし，国際的な実務慣行の変化に柔軟に対応できるようにするのが相当であるとして，特段の規定は設けないものとするにつぎ，異論はなかった（注8）。

（2）なお，上記の議論の過程では，海難救助は一種の事務管理であるから，一般的な規律において，事務管理の規定を置き，その中に含まれるものと整理するとの提案もあったが，前記のとおり，一般的な規律としては，事務管理の規定は置かないこととされたことから，そのような整理をすることは困難であるとされた。

2 - 6 海事関係の訴えについての管轄合意

海事関係の訴えについての国内裁判管轄合意に関する国内法はないが，現在UNCITRALの第3作業部会（運送法）において，国際海上物品運送契約に係る管轄合意についての条項を含む条約案が検討されており，その議論の帰すうを見ていない現時点において，国内法として規定を置くことは相当ではないから，特段の規律を設けないこととするにつぎ，異論はなかった。

2 - 7 船主責任制限手続

船主責任制限手続の国際裁判管轄については，仮に特段の規律を定めるとしても，船主責任制限法の問題になるのではないかという旨の指摘がされ，本研究会では取り扱わないこととするものとされた（注9）。

なお，仮にその規律の内容を検討する際には，前述のように，国際裁判管轄においては，船籍所在地を管轄原因とすることには合理性はないとされたことを受けて，倒産法のように，普通裁判籍又は財産所在地を管轄原因とすることを考慮すべきではないかとの指摘がされた（注10）。

（注1）船員の裁判籍については，大正15年民事訴訟法改正において，船舶の船籍の所在地を普通裁判籍とする旨の規定が置かれた（同改正後旧民事訴訟法第7条）。これは，寄留地（生徒・雇い人等性質上一定の地に長く寓在する者について，旧民事訴訟法第15条第1項，同改正後第6条）の特別裁判籍の延長形態と解されており，軍人・軍属（旧民事訴訟法第15条第2項，同改正後第7条）についても，住所と同様に普通裁判籍を定める規定が置かれていた。そ

の後、昭和23年改正により軍人、軍属についての規定が削除され、さらに、住民登録法の制定に伴う昭和27年改正により寄留地についての規定が削除され、船員の規定だけが残ることになった。

そこで、新民事訴訟法制定に当たり、法務省民事局参事官室から日本海法学会に対してこの規定を維持すべきかという旨の意見照会がされ、同会は、海事裁判管轄検討特別委員会（委員長・鴻東大名誉教授（当時））を設置した。前記意見照会の骨子は、船籍所在地は船舶が常時停泊する港と一致しないことも多く、合理性がない（船籍港は、現実には船舶所有者が税金が安いなどの理由で定めることがあるため、船舶が常時停泊する港（営業港）と一致しない場合もある）、削除しても他の管轄規定で賄える、比較法的にも例が少ない等である。

この改正時においては、船籍所在地に裁判籍が認められる根拠については、船員がその地に常日頃出入りすることにあること、沿革、管轄原因の重複は他にもあり得ることであり、特に害があるわけではない、国内管轄では裁量移送で対処することができる、勤務先を管轄原因とすることが著しく背理だとまではいえないこと（通勤者のために、将来法廷を夕刻又は夜間に開設することを考えると、積極的な意味があることも考えられる。）等の指摘がされ、最終的には船員に対する財産権上の訴えについての特別の定めが置かれることとなった（民事訴訟法第5条第3号）。なお、その検討に当たっては、その管轄原因について、ドイツ商法第488条が営業港の立場を採っていることが指摘され、船籍所在地と営業の本拠地が一致していない場合は、船籍所在地に管轄を認めるのは適当ではないが、この種の例外は陸上企業でも起こり得る問題であり、解釈論で対処すべきものであり、当事者の合意による必要的移送の規定で相当程度営業の本拠地への移送が可能になるのではなからうかという旨の指摘がされた。また、営業港は、船籍港に比べて探索しにくいのではないかとの批判があるが、船籍港を営業港と推定することで対処する旨の見解が主張された。なお、この管轄原因に対しては、日本船主が外国人船員に対して日本で債務不存在確認の訴えを提起することができるので有用であるが、外航船の場合、船籍所在地国に船員が常時出入りしているかは、便宜置籍船の問題があり、国際的訴訟競合の場面で債務不存在確認の訴えに管轄を認めることには抵抗がなくはない旨の指摘がされていた（高橋宏志「海事裁判管轄の立法論的検討」海法雑誌68号3頁以下参照）

（注2）船員の普通裁判籍と同じ理由で、前記の海事法学会に対する意見照会の対象とされたが、最終的に残されることとなった（民事訴訟法第5条第6号）。

（注3）前記の海事法学会に対する意見照会の対象とされ、大正15年民事訴訟法改正においては、強制執行の関係で船舶所在地の裁判所に訴えることができるようにした規定であるとの説明がされていたが、民事訴訟については被告の責任財産所在地で行う合理性は高くない、民事執行法第113条、民事保全

法第12条第3項により手当がされた，他の管轄規定で賄える，比較法的にも類似の規定は見当たらない等の指摘がされた。最終的には規定が残された（民事訴訟法第5条第7号）。

（注4）1952年の航海船舶のアレストに関する規定の統一のための国際条約第7条は，アレストが行われた国が本案の裁判管轄を持つとしている。なお，「アレスト」とは，船舶のアレストに関する1999年の国際条約によれば，「裁判所の命令による海事請求権を確保するための船舶のあらゆる留置又は移動の制限をいい，判決又は他の執行可能な文書の実現又は満足のための船舶の差押を含まない」と定義されている（小塚莊一郎「船舶のアレストに関する1999年の国際条約」海法会誌43号59頁以下参照）。

（注5）民事訴訟法第5条第10号は，不法行為による損害賠償の規定の特則であるところから，共同海損分担金請求については適用されないとの見解がある（この場合，船舶所有者に対する訴えについては第6号，第7号により船籍地や船舶の所在地に管轄が認められ，貨物関係者に対する請求については一般的な管轄規定によることになる）が，反対説もある。

（注6）1952年の衝突についての民事裁判管轄に関する若干の規定の統一のための国際条約では，下記の3つの専属管轄権を有する裁判所の定めを置いている（同条約第1条第1項）。なお，日本は同条約を批准していない。

被告の住所又は事業の所在地を管轄する裁判所

差押地を管轄する裁判所

衝突が港湾及び内水で生じた場合には，その衝突地を管轄する裁判所

（注7）実務的には，衝突発生直後に双方の船舶の関係者が話し合い，関係船舶が差し押さえられるのを防止するため担保を交換することが多く，その際に裁判管轄地を合意することも多いとのことである。また，共同海損については，専ら船舶所有者のイニシアティブで行われるため，船舶所有者に対する共同海損分担金請求がなされることは稀であり，問題になるのは専ら船舶所有者の貨物関係者に対する請求である。国際的な共同海損の精算処理は，ほぼ例外なくヨーク・アントワープ・ルールに基づいて行われるところ，同ルールは分担金請求の裁判管轄に関する規定を欠いているが，船荷証券において共同海損分担義務を包含する合意管轄条項が設けられていることが多く，これにより管轄が定まる旨の指摘がされている（平塚眞「海事裁判管轄」海法体系623頁以下参照）。

（注8）国際的な海難共助の場合はロイズ・オープン・フォームによって救助契約を締結することが多く，同フォームは海難救助契約上の紛争をロンドンにおける仲裁手続によって解決すべきものと定めており，実務的には，日本の裁判所に

国際的な海難救助事件が係属することは稀であるとのことである（平塚眞「海事裁判管轄」海法体系623頁以下参照）。

（注9）1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約第11条により、制限の対象とされる債権に関する法的な申立てがなされる締約国の裁判所に基金の形成の管轄権があることが定められている。また、船主責任制限法第9条は、船籍がある船舶の場合は船籍地、船籍のない船舶の場合は申立人の普通裁判籍所在地、事故発生地、最初の到達地、差押え又は仮差押執行地の裁判所の管轄権を定めている。船籍のない船舶には、日本船舶のうち5トン未満の船舶及び20トン未満の漁船のほか、日本国籍を有しない船舶が含まれる（時岡泰他「逐条船主責任制限法・油濁損害賠償保障法」80頁参照）。

制限債権に関する訴訟自体の国際裁判管轄は、日本の国際民事訴訟法上の条理により判断され、これを日本の裁判所が受理した場合は、条約上は日本が責任制限手続の管轄を否定することはできないこととなるが、船主責任制限法第9条は国内の土地管轄を制限的に列挙しているので、日本に国際裁判管轄があるのに国内に土地管轄を有する裁判所がないという事態が生じるおそれがある。この点については、船主責任制限法第9条により国内裁判管轄が日本のいずれの裁判所にも認められない場合には、国際裁判管轄を否定すべきであるとの見解（稲葉＝寺田「船舶の所有者等の責任に関する法律の解説」199頁）と条約上、制限債権に関する本案訴訟の係属する地を管轄する地方裁判所に責任制限手続の管轄を認めることが条約上の義務であるとの見解がある（奥田安弘「責任制限手続の管轄権」（新裁判実務体系3）123頁以下、平塚眞「海事裁判管轄」海法体系623頁以下参照）。

なお、事故によって生じたすべての債権の準拠法が責任制限を認めていない場合にも、責任制限を許してよいかは疑問であるとの指摘がある（稲葉＝寺田「船舶の所有者等の責任に関する法律の解説」199頁）。

1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（以下「1992年責任条約」という。）第9条第1項は、事故が一若しくは二以上の締約国の領域（領海を含む。）において汚染損害をもたらし、又は当該領域（領海を含む。）における汚染損害を防止し若しくは最小限にするため防止措置がとられた場合には、賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができるとしている。また、国内裁判管轄については、同条約同条第2項が、各締約国は、自国の裁判所が第1項に規定する賠償の請求の訴えについての管轄権を有するようにすると規定しており、船舶油濁損害賠償保障法第11条が、他の法律により管轄裁判所が定められていないときは、最高裁判所が定める地の裁判所の管轄に属すると定めている。なお、船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則第1条は、これを東京都千代田区としている。また、船舶油濁損害賠償保障法第16条は、タンカー所有者の損害賠償責任が発生したときの保険者等に対する訴えの国内裁判管轄につき、タンカー所有者に対する訴えについて管轄権を有する裁判所に提起することができるとしている。

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足）第7条第1項は、第2項から第6項までに従うことを条件として、同条約第4条の規定に基づく補償についての基金に対する訴えは、当該事故がもたらした汚染損害について責任を有し又は1992年責任条約第3条第2項の規定がなかったならば責任を有したであろう所有者に対する訴えに関し同条約第9条の規定に基づいて権限を有する裁判所にのみ提起することができるものとし、同条第2項は、各締約国は、自国の裁判所が第1項に規定する基金に対する訴えについての管轄権を有するようにするものとしている。さらに、同条第3項は、1992年責任条約に基づく汚染損害の賠償についての訴えが同条約の締約国であるがこの条約の締結国でない国の裁判所に提起されている場合には、第4条の規定に基づく基金に対する訴えは、債権者の選択により、基金の本部がある国の裁判所に、又はこの条約の締約国の裁判所で1992年責任条約第9条の規定に基づいて権限を有するものに提起するものとしている。上記の条約の規定を受けて、同法第26条は、前記のタンカー所有者に対する訴えについて管轄権を有する裁判所（その訴えがタンカー所有者の損害防止措置費用等のみについての補償を求めるものであるときは、タンカー所有者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地を管轄する裁判所）が管轄権を有することとし、同一のタンカー油濁損害に関し、タンカー所有者に対する訴え若しくは保険者等に対する訴えが第一審の裁判所に係属し、又は責任制限事件が係属する場合には、当該裁判所の管轄に専属すると定めている。なお、船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則第1条は、これを東京都千代田区としている。

責任制限手続については、1992年責任条約第5第3項により、基金は、同法第9条の規定に基づいて訴えが提起される締約国のうちいずれかの締約国の裁判所その他の権限のある当局において形成されることになり、その後は、基金が形成された国の裁判所が、基金の割当て及び分配に関するすべての事項について決定を行う排他的権限を有することとされている（同条約第9条第3項）。

そして、同法第31条は、次のとおり、専属管轄を定めている。

本邦内においてタンカー油濁損害が生じたとき

当該タンカー油濁損害の生じた地を管轄する地方裁判所の管轄
排他的経済水域内においてタンカー油濁損害が生じたとき

知れている制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は
この裁判所がないときは最高裁判所が定める地方裁判所の管轄

本邦内又は排他的経済水域内における損害を防止するための措置が本邦及び排他的経済水域の外において執られ、かつ、本邦内及び排他的経済水域内において損害が生じなかつたとき

当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄

なお、船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則第3条は、これを東京地方裁判所と定めている。

(注10) なお、国際裁判管轄の問題ではないが、ヒアリングにおいては、便宜置籍船の多い現状では、登録された船主の責任を追及をしても、ペーパー・カンパニーであるので、意味がないことが多く、実質船主の責任を追及できるようにすべきであるとの指摘もされた。

第5の2 知的財産権に関する訴え

1 知的財産権の登録に関する訴え

設定の登録がされることにより発生する知的財産権の登録に関する訴えについて、その登録をすべき地が日本であるときは、日本の裁判所に専属管轄が認められるものとする。

2 知的財産権の有効性に関する訴え

設定の登録がされることにより発生する知的財産権の有効性に関する訴えについて、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存する場合であっても、その登録をすべき地が外国であるときは、日本の裁判所には国際裁判管轄が認められないものとする。

3 知的財産権の侵害訴訟

知的財産権の侵害訴訟については、特段の規定は設けないものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第6条及び第6条の2は、特許権等に関する訴え等の国内裁判管轄について特則を定めているところ、国際裁判管轄についてはどのように考えるのが問題になる。

一般に、知的財産関係の訴えとしては、知的財産権の有効性又はその登録に関する訴え、知的財産権の侵害の有無を理由とする訴え、特許権等の実施・利用の対価請求、専用実施権の設定の有無、帰属等の確認請求の他、職務発明の対価請求、裁定実施権の対価の額についての訴え、裁定に基づく著作物の補償金の額についての訴え、特許権等の移転契約等に伴う登録手続請求等が挙げられる。

2 検討

知的財産権には、その成立に登録を要するもの（特許権、商標権、意匠権、実用新案権等。以下「特許権等」という。）と要しないもの（著作権等）があるが、1においては、権利の発生に登録を要する特許権等の知的

財産権を対象としている（注１）。

2 - 1 1 について

特許等の登録に関する訴えとしては、例えば、真実の発明者が、発明者と偽って特許等の設定登録を受けた冒認出願人に対し、特許等の登録名義の移転請求をするような事案などが考えられる（注２）。

このような特許等の登録に関する訴えについては、登録国以外にその知的財産権の登録に関する訴えの国際裁判管轄を認めても、判決に基づきその登録等を行うには、登録国における手続が必要となることに照らすと、特許等が登録された国の裁判所の専属管轄とするのが相当であるとされた。

ただし、知的財産権の登録に関する訴えについて、他の財産権の登記・登録に関する訴えとは区別して特段の規定を設ける必要があるかどうかについては、なお検討を要するとされた（第３の８参照）。

2 - 2 2 について

日本で登録された特許等の有効性を争うには、無効審判等を提起した上で、その審決を更に争う場合には、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所設置法第２条第２号により東京高等裁判所の特別の支部である知的財産高等裁判所で事件が審理・判断されることになる。）に行政訴訟としての審決取消訴訟（特許法１７８条等）を提起しなければならない。したがって、日本で登録された特許等の有効性は、侵害訴訟における抗弁として主張されることはあるものの、その有効性自体が民事訴訟で争われることは考え難い。

他方、外国で登録された特許等については、査定・登録をした外国行政機関を被告として、あるいは、外国特許等の権利者を被告として、その無効確認訴訟などが日本で提起され、民事訴訟（無効確認訴訟）として争われる可能性があり、例えば、特許の無効が抗弁ではなく、反訴として主張される場合も考えられる。

このような外国特許の有効性に関する訴えについては、そもそも、特許等は各国の行政処分によって付与される権利であり、そうした権利の性質からして、その有効性は登録国が最もよく判断できる上、登録国以外の国

が特許等の無効を確認する判決をしたとしても、その効果は相対的なものにとどまり、その判決を当該登録国が承認してその登録が無効となるとは考えられないところ、以上の点を考慮すると、外国において登録された特許等の有効性に関する訴えは、日本の裁判所に普通裁判籍等に関する規定により国際裁判管轄が認められるときであっても、当該外国の裁判所の専属管轄とすることが相当であるとされた。

これに対し、このような訴訟の起きる実務上の可能性はそれほど高くなく、わざわざ日本の管轄を否定する規定を設けるまでの必要性はないのではないかとの指摘もあった。

2 - 3 3 について

知的財産権、例えば、特許権の侵害訴訟においては、日本で設定登録された特許権が侵害されたと主張される場合と、外国で設定登録された特許権が侵害されたと主張される場合があり、侵害訴訟の中で被告側から当該特許が無効であるとの主張がされることも多いが、このような知的財産権の侵害訴訟の国際裁判管轄をどのように考えるべきかが問題となる。

- (1) 知的財産権に基づく差止請求訴訟の国内裁判管轄については、不法行為地による管轄（民事訴訟法第5条第9号）が適用されるか否かにつき争いがあるが、最決平成16年4月8日民集58巻4号825頁は、『不法行為に関する訴え』の意義については、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴えを含むものと解するのが相当である。」と判示し、不正競争による侵害の停止等の差止請求が、民事訴訟法第5条第9号所定の訴えに該当するとしている。この判例の考え方によれば、知的財産権の侵害に基づく損害賠償訴訟も、別段の定めを置かない限り、「不法行為に関する訴え」に該当するものとしてその国際裁判管轄を定めることになると考えられる。
- (2) 知的財産権のうち、成立に登録を要する特許権等の侵害訴訟の国際裁判管轄をその登録国の専属管轄にすべきかという点に関し、本研究会では、次の理由から、特段の規律を設けるべきではないとの意見が大勢を

占めた。

- ・ 特許権等の侵害訴訟について登録国の専属管轄にすべき合理的な理由は見出し難い。特許等の知的財産権の判断が専門技術的であるからといって登録国以外の裁判所による判断が困難であるとは言い難く、仲裁合意をすることもできるのであるから、合意管轄をも許さない専属管轄とすべき理由はない。
- ・ 日本企業同士が外国特許をめくり紛争になった場合などには、当事者が、わざわざ当該外国で訴訟をするまでもなく、日本の裁判所の判断を得て紛争を解決したい希望する場合もあろう。このような場合もあることを考えると、日本の裁判所に外国特許の侵害の有無についても判断し得る余地を残しておく必要がある。

他方、外国特許権等に関する侵害訴訟は、実務上は、高度に専門的な技術的事項について外国の法律を適用することが必要となることも多く、証拠収集が困難な場合もあることから、訴訟が複雑長期化することがあり得る。このような事情は、当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念に反するものとして、国際裁判管轄を否定する特段の事情として柔軟に考慮することができるとの意見が多数であった。

なお、近時、欧州司法裁判所及び米国連邦巡回控訴裁判所（CAFC）で、特許権の侵害訴訟を専属管轄と判断した裁判例もある（注3）ことから、今後の検討に当たっては、そうした国際的動向も考慮する必要があるとの意見もあった。

- （3）成立に登録を要する特許等の侵害訴訟において、その登録国に付加的な管轄を認めるかという点について、本研究会では、登録国は、不法行為地として国際裁判管轄を認められるから、特に付加的な管轄原因としても定める必要はないとの意見が多数であった。
- （4）外国特許権等の侵害訴訟において、当該外国特許等が無効であるとの抗弁を主張することができるかどうかという点については、管轄の問題ではなく、実体法上の問題として、準拠法となる当該特許の付与国の法律がその裁判所に侵害訴訟における無効の抗弁を主張することを許容しているか否かにより判断すべきであるという見解が多数であった。

これによれば、例えば、ドイツでは、特許侵害訴訟において特許無効の抗弁を主張することができないので、日本の裁判所において、ドイツ特許の侵害訴訟が係属し、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するときには、被告は当該ドイツ特許が無効であるとの主張をすることができないことになる。

逆に、アメリカでは、特許侵害訴訟において特許無効の抗弁を主張することができるので、日本の裁判所において、アメリカ特許の侵害訴訟が係属し、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するときには、被告は当該アメリカ特許が無効であるとの抗弁を主張することができることになる。

なお、イギリスでは、特許侵害訴訟において、特許取消しの反訴を提起することができ、当該反訴の判決が対世効を有するとされているが、特許取消しの反訴は行政訴訟としての性質を有するものであり、仮に、日本の裁判所において、イギリス特許の侵害訴訟が係属し、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するとしても、被告が当該イギリス特許の取消しを求める反訴を日本で提起することはできないという見解が大勢であった（注４）。

（５）特許法第１６８条第２項は、「訴えの提起・・・があった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。」と定めているところ、日本において外国特許の侵害訴訟が係属しているときに、当該外国においても当該特許の無効審判が係属し、あるいは、当該特許の有効性が当該外国における訴訟手続の中で審理されている場合には、特許法第１６８条第２項の規定と同様の趣旨の下で、日本における訴訟手続を中止することができるようにすることが相当であるとされた。

（６）日本で設定登録された特許権の侵害訴訟と外国で設定登録された侵害訴訟の客観的併合や、同一の特許について複数の原告又は被告を主観的に併合する場合の規律については、それぞれの一般的な要件に従って判断されるべきであり、特段の規律を設ける必要はないということに異論はなかった。

2 - 4 その他

ライセンス契約に関する訴え，消極的確認訴訟（注5），サイバースペースに関する訴え（注6）についての特則を設けることについても議論されたが，次のように，いずれも特段の規律を設ける必要はないとするのが多数意見であった（注7）。

- ・ ライセンス契約については，契約一般の問題として，また，職務発明における相当の対価については，労働又は委任（役員の場合）の問題としてというように，他の規律に委ねれば足りる。
- ・ 消極的確認訴訟（差止請求権の不存在確認請求等）については，特に知的財産権に関する訴えについて独自の規定を設ける必要はなく，他の訴えと同様に特別の規律を設ける必要はない（第3の10参照）。
- ・ サイバースペースにおける侵害については，なお判例の集積を待つべきである。

（注1）ブリュッセル条約第16条第4号は，「特許権，商標権，意匠権その他寄託若しくは登録を必要とする類似の権利，登録又は効力に関する事件においては，寄託若しくは登録が申請若しくは受理されたか，又は国際条約の規定に基づき行われたものとみなされる締約国の裁判所」が専属管轄を有する旨定めている。

また，ルガノ条約第16条第4号，ブリュッセル規則第22条第4号も同様である。

ヘーグ1999年草案第12条第4項は，「特許権，商標権，意匠権その他の寄託又は登録を要する類似の権利の登録，有効性，無効，〔取消し又は侵害〕を目的とする手続については，寄託又は登録が申請され，行われ，又は国際条約の条項によって行われたとみなされる締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。前段の規定は，著作権又は著作隣接権を登録することができる場合であっても，それらの権利には適用しない。」とする。

（注2）最判平成13年6月12日民集55巻4号793頁。ただし，この判決の射程については様々な議論がある。

（注3）近時，かねてから注目されていた事件の判決がEUとアメリカで出された。

GAT v. LUK (C-4/03 ECJ July 13, 2006)では，フランス企業が，ドイツ企業の有するフランス特許を侵害していないことの確認を求める訴訟をドイツ裁判所に提起し，フランス特許の無効を主張したため，ドイツ裁判所が管轄を有するかどうかはブリュッセル条約第16条第4項の解釈として争点とな

った。欧州司法裁判所は、これに対し、条約第16条第4項が規定する専属管轄権は、特許の登録または有効性に関する争点が訴状において提起されたか反訴において提起されたかにかかわらず、同争点に関するすべての手続に適用されるものと解釈されなければならないとして、ドイツ裁判所はフランス特許の有効性を判断できないとした。

Voda v. Cordis (476 F.3d 887 (Fed. Cir.2007))は、米国特許権の侵害訴訟に外国特許権の侵害訴訟をsupplemental subject matter jurisdictionの行使として併合することを認めた地裁判決に対する中間上訴であり、連邦控訴裁判所は、連邦地方裁判所が外国特許に基づく侵害訴訟を審理することは合衆国憲法により禁じられていないとしたものの、国際的な互譲の必要性、司法経済、当事者の便宜、公正さなどを総合的に検討して、上記地裁の判決を破棄し、事件を差し戻した。

(注4) ドイツでは、特許の有効性を争うには、異議申立期間内であれば特許商標庁の特許部への異議申立てにより、異議申立期間経過後であれば、異議手続が継続中ではない限り、連邦特許裁判所に対し無効手続を提起することにより、確定した無効宣言の判決は、遡及効をもって最初からかつ対世効をもって特許を無効とする効力を有する。そして、特許侵害訴訟事件を扱う侵害裁判所は当該特許権の有効性についての判断の権限はないとされている。

アメリカでは、特許商標庁が一旦付与した特許の有効性を判断する機関の中心は裁判所であり、特許権侵害訴訟において被告側が防御手段として特許の無効の主張をすること、侵害訴訟において被告の反訴として当該特許が無効であることの確認訴訟の提起、あるいは、特許権侵害訴訟を前提としないで、特許が無効であることの確認訴訟の提起等ができることとされている。

イギリスでは、特許権侵害訴訟において特許の有効性を争うことができるが、これとは別に、裁判所に対し、特許の取消しを求めることができる。したがって、特許権侵害訴訟の反訴として特許取消しの訴えを提起することが可能であり、当該特許を取り消すとの判断には対世効があるとされている。

(注5) 特許法第15条は、在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人の住所又は居所、特許管理人がないときは特許庁の所在地を民事訴訟法第5条第4号の財産の所在地とみなしている。この規定は特許権侵害差止請求権不存在確認、不当仮処分による損害賠償請求等を念頭に置いているとされ、日本の特許権侵害についての消極的確認訴訟が日本で提起できることを当然の前提としている。しかしながら、金銭債務の消極的確認訴訟の国際裁判管轄については、民事訴訟法第5条第4号に準じた管轄原因を認めるのは相当でないとする裁判例(東京地裁昭和62年7月28日判決判時1275号77頁)もあり、外国特許権の場合に特許法第15条の規定を適用することはできないと指摘されている(高部真規子「特許権侵害訴訟と国際裁判管轄」知的財産法と現代社会(平成11年)139, 140頁参照)。

(注6) サイバースペースでの著作権侵害等については、加害行為地や結果発生地の特定について困難な問題がある。なお、サイバースペースでの問題に関する紛争については、著作権の他、ドメインネームと商標に関する問題、肖像権、パブリシティ権、ビジネスモデル特許、ソフトウェア特許、複製権等の知的財産についても問題になり、電子商取引の発達に伴い、従来の法理論では対応しきれなくなっている点があるとの指摘がある(中島暁「知的財産権の国際裁判管轄問題と国際取引への影響〔下〕」国際商事法務第32巻第10号1325頁参照)。

(注7) 著作権につき、木柵照一編著「国際知的財産侵害訴訟の基礎理論」(経済産業調査会)154頁は、「人格権侵害の場合とは異なり著作権の場合には保護国毎に独立した著作権を觀念するので、一つの侵害行為による被侵害利益は国毎に複数存在するとの認識が基本となる。したがって、結果発生地として管轄を認められるのはその国の著作権の侵害に関してのみであり、他国の著作権の侵害に関しては結果発生地ではなく裁判管轄が認められないと考えられている。むしろ、各国の著作権の権利者が同一である場合には各国で生じた損害賠償請求の客観的併合が可能かという問題であり、また、国により権利者が異なる場合は被侵害利益の実質が同一であるとして一つの結果発生地国で複数の権利者が共同訴訟を提起できるかという問題としてアプローチすべきであろう。」とする。

第5の3 消費者契約関係の訴え

1 消費者から事業者に対する訴えについて

消費者契約に関する消費者から事業者に対する訴えについて、日本国内に消費者の住所があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

2 事業者から消費者に対する訴えについて

消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えについて、日本国内に消費者の住所がないときは、次のいずれかの場合に限り、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

当該訴えが日本の裁判所の専属管轄とされているとき。

消費者が応訴したとき。

消費者と事業者の間の消費者契約に関する民事上の紛争について日本の裁判所の国際裁判管轄を認める管轄の合意が効力を有するとき。

3 管轄の合意の特則について

消費者と事業者の間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする管轄の合意は、当該紛争に係る訴えにつき、消費者がその合意の効力を援用した場合に限り、その効力を有するものとする。

1 検討事項

消費者契約関係の訴えにつき、国内裁判管轄については民事訴訟法には特別の規定はないが、ブリュッセル規則等には特別の規定が置かれている（注1）ところ、消費者契約関係の訴えの国際裁判管轄につき、どのように考えるのが問題となる。

2 検討

(1) 特別の規定の要否

事業者に対して弱い立場にある消費者が日本国内に住所を有する場合は、アクセス可能な日本で訴訟を行うことができるようにすべきであると

いう消費者保護の観点から、消費者契約関係の訴えの国際裁判管轄につき、特別の規定を置くことが相当であるとされた。

(2) 特別の規定の対象となる契約の定義

対象となる契約は、いわゆる B to C 及び C to B の契約に限定することが相当であるとされ、具体的には、消費者契約法第 2 条、通則法第 11 条を参考として、「消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）との間で締結される契約（労働関係を除く。以下「消費者契約」という。）」とするのが相当であるとされた。

これらの契約のうち、特定の契約類型に限って特別の規定を置くか否かについては、上記のように、特別の規定を置く契約を B to C 又は C to B の契約に限定するのであれば、さらに限定をする必要はないとされた（注 2）。

(3) 能動的消費者の適用除外

外国に積極的に出かけて行って事業者と契約を締結するようないわゆる能動的消費者の適用除外を認めるべきであるとされた。その理由は、次のとおりである。

- ・ 消費者の経済力や交渉力は、人により様々であり、自発的かつ積極的に外国に出かけて行って外国の事業者と契約を締結するような消費者にまで、他の消費者と同様の手厚い保護を与える必要はない。
- ・ 事業者は、大企業から零細な個人事業者まで幅があり、その経済力や交渉力は様々であって、例えば、外国に住所を有する者を顧客とすることを想定せずに、地方の店舗のみで小売業を営んでいる個人事業者が、その店舗に来た外国に住所を有する消費者に商品を買ったところ、その消費者が外国でその事業者を訴えたというような場合にまで、その外国の裁判所の判決が日本において承認されるとすると、日本の零細事業者の利益を害する。

その適用除外の具体的範囲については、例えば、通則法第 11 条第 6 項第 1 号及び第 2 号を参考に、

事業者の事業所で消費者契約に関係するものが日本国外に所在した場合であって、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘を日本において受けていたときを除く。

事業者の事業所で消費者契約に関係するものが日本国外に所在した場合であって、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けることとされていたとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けることについての勧誘を日本において受けていたときを除く。

というような客観的要素のみを基準とする規律を置くことが考えられるとの見解が大勢を占めたが、その具体的な内容については、さらに検討すべきであるとされた（注3）。このように客観的要素のみを基準とする見解の根拠は、次のとおりである。

- ・ 国際裁判管轄の判断基準として、通則法第11条第6項第3号及び第4号と同様の主観的要素も取り込むとなると、訴訟の入り口の議論においてそのような判断をすることができるのかという疑問が生じる。
- ・ 消費者保護の規律を置くという価値判断をとる場合に、個別に主観的要素によって適用の有無を分けるのには無理があり、消費者保護はそういうものだと割り切るべきである。

この点については、インターネットによる音楽ソフトの販売等を考えると、事業者が消費者の住所を知らなかったり、消費者でないと誤認する場合もあるから、例えば、通則法第11条第6項第3号及び第4号のような主観的要素による適用除外も認めるべきであるという意見もあったが、特別の適用を認めるのが不合理な場合があるとすれば、その場面では訴訟上の信義則や権利濫用の法理の適用があり得るところであり、適用除外を認める必要性はないという意見もあった。また、後記2-1の住所の判断基準時についての解釈（消費者契約締結後に消費者が住所を変えた場合についての規律）との均衡を検討すべきであるとの指摘もあった。

2 - 1 1について

消費者が原告になる場合に、他の管轄原因と競合的に、消費者の住所を管轄原因として認めることについては、特段の異論はなかった。

なお、この場合における「住所」は、訴え提起時の住所であっても消費者契約締結時の住所であってもよいと解するのが大勢であった。その理由は、次のとおりである。

- ・ 通常、管轄の判断の基準時は、訴え提起時であり、消費者にとってアクセス可能な地に管轄を認めるという消費者保護の特則の趣旨からしても、消費者の訴え提起時の住所地国の裁判所に管轄を認めるべきである。
- ・ 当事者の予測可能性を考えれば、管轄判断の基準時としては、むしろ消費者契約締結時を基本として考えるべきであるという考えもあり得るのであって、消費者が過去の住所地国の裁判所にあえて訴えを提起したいというのであれば、競合的に管轄があることを否定する理由はない。
- ・ ヨーロッパにおいては、いわゆる B to C の訴えの場合は消費者の現在の住所のみが管轄原因となると解されているのに対し、C to B の訴えの場合は消費者の契約締結時及び現在の住所の両方が管轄原因となると解されており、上記の価値判断は、合理性を有すると認められている。

他方、この点については、前記2(3)に関連して、消費者契約に関する訴えの特則は、基本的には、消費者契約締結時の消費者の住所を基準として認めるべきであって、その後引越すような消費者は、能動的消費者と同等に評価して、その後の住所地を管轄原因として国際裁判管轄を認めるべきではないのではないかとの指摘もあった。

2 - 2 2について

消費者が被告になる場合には、原則として、消費者の住所地国の裁判所のみ管轄を認めることに、特段の異論はなかった。

ただし、この特則は、消費者保護の趣旨で認められるものであって、専属管轄が認められるような公的な要請がある規律を破るものではなく、また、消費者が自らに与えられた保護を、その意味を理解した上で自発的に放棄するのであれば、これを認めないこととする理由はないから、日本の規律によれば消費者の住所地国以外の国の裁判所が専属管轄を有すると

されるとき（登記又は登録に関する訴え等）や，消費者が消費者の住所地国以外の国の裁判所において応訴したとき，及び消費者と事業者との間に消費者の住所地国の裁判所の国際裁判管轄を排除する有効な管轄合意があるときは，例外的に，消費者の住所地国の裁判所の専属管轄を認めないのが相当であるとされた。

そして，日本国内に被告の住所があれば，被告の普通裁判籍により日本の裁判所の国際裁判管轄が認められるのであるから，日本国内に消費者の住所がある場合について，専属管轄とその例外の形で規律を置くとなると，間接管轄の場面においてしか機能しない規律を置くことになるため，日本国内に消費者の住所がない場合の直接管轄を定める形で上記の規律を置くべきであるとされ，日本の裁判所に専属管轄が認められるとき，日本の裁判所において外国に住所を有する消費者が応訴したとき及び日本の裁判所の国際裁判管轄を認める合意が効力を有するときに，日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることとするという規律を置くのが相当であるとされた。

2 - 3 3 について

消費者と事業者との間の管轄の合意については，消費者と事業者との間の経済力や交渉力の格差等から，消費者を保護するために，合意の効力が認められる範囲を限定する特則を置くべきであるということについては，特段の異論はなかった。

（1）事後の合意

事後の管轄の合意については，消費者としても，特定の民事上の紛争の発生を前提に，慎重に判断して合意することが期待されるから，合意管轄の一般的規律に委ねるべきであり，特別の規律を置く必要はないとされた。

（2）事前の合意

これに対し，事前の管轄の合意については，消費者が将来の紛争の発生の可能性を考えずに消費者契約締結と同時に安易に合意してしまうことも考えられるから，特別の規律を置く必要があるとされた。

その具体的な内容としては，事前の管轄の合意を一律に無効とするこ

とも検討されたが、仲裁法附則第3条においては、個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意について規定する同法附則第4条と異なり、消費者契約に関する紛争についての事前の仲裁合意を無効とする方策はとられていないところ、これは、労働契約における労働者と異なり、消費者契約における消費者には、その経済力や交渉力の格差等の点で様々な者が含まれ得るので、消費者の側からその合意の効力を主張する場合には、その合意の効力を認めてもよいという価値判断に基づくものであり、その価値判断は、国際裁判管轄の合意についても妥当するとして、事前の管轄の合意を一応有効としつつも、消費者の側がその合意の効力を是認した場合に限り、その効力を認めるという規律をとるのが相当であるとされた。

消費者がどのように合意の効力を是認した場合に事前の合意の効力を認めるべきかについては、訴権の喪失という効果を有する仲裁合意の場合のように、裁判所が手続的教示をして消費者の意思を確認することを前提に、消費者の解除権を認める方策（仲裁法附則第3条参照）をとることは、管轄の合意の場合は相当ではなく、原則と例外を逆転させて、消費者の側から自ら合意の効力を主張した場合に限って、合意の効力を認めるという方策をとるべきであるとして、上記3のとおり、消費者が合意の効力を援用した場合に限ってその合意の効力を認めて管轄を決することとすべきであるという意見が大勢を占めた。

これに対しては、法制上、ここでいうような内容の「援用」を規定することは困難ではないかとの指摘もあった。

2 - 4 その他

(1) 応訴の特則について

消費者による安易な応訴がされる可能性があり、応訴管轄を認める範囲を限定する特則を置く必要があるのではないかという懸念も示されたが、事後の管轄の合意と同様に、特段の規律を置く必要はないとの意見が大勢を占めた。

(2) 債務不存在確認請求について

上記と同様の規律をとることが相当とされ、特段の規律は置かないこ

ととされた。

(3) 他の規律との関係について

不動産の物権に関する訴え，登記又は登録に関する訴え等の専属管轄を認める規律との関係について，特別の規律を置いて，上記の各規律と矛盾抵触することがないように，明確に適用関係を規定するのが相当であるとの意見もあったが，なお検討を要するとされた。

(注1) ブリュッセルI規則第15条から第17条まで，ブリュッセル条約第13条から第15条まで，ルガノ条約第13条から第15条までにおいて，消費者契約についての特別の規定が置かれている。

ヘグ1999年草案第7条にも，消費者契約について特別の規定が置かれている。

なお，管轄合意条約では，専属的管轄合意についての適用除外として，「個人的，家族的若しくは家事的な目的のために主として行為する自然人（消費者）が当事者となっている合意」が定められている（第2条第1項(a)）。

(注2) なお，通則法第11条第1項では，「(労働契約を除く)」とされている。

ブリュッセル規則第15条第1項第a号及び第b号は，「消費者によりその職業上の活動とは関係ないとみなしうる用途のために締結された契約事件」のうち，動産の割賦販売契約等の一定の種類の契約について特則を設けている。ブリュッセル条約（第13条第1項）及びルガノ条約（第13条第1項）にも同様の規律がある。

(注3) ブリュッセル規則第15条第1項第c号は，「その他の場合において，消費者が住所を有する構成国において商業活動若しくは職業活動を行う者，又はこの構成国に若しくはこの構成国の含む複数の国に向けてその活動を行う者により締結された契約で，この活動の枠内に含まれるもの」について，消費者契約の特則を定めている。

ブリュッセル条約第13条第1項第3号は，「その他役務又は動産の供給を目的とする契約で，a契約締結に先立ち，消費者の住所地国において，特別の申込又は広告が行われており，かつ，b消費者がその国で契約締結に必要な行為を行ったとき」について，消費者契約の特則を定めている。ルガノ条約（第13条第1項第3号）も同様である。

第5の4 労働関係の訴え

1 労働者から事業主に対する訴えについて

個別労働関係紛争に係る労働者から事業主に対する訴えについて、日本国内に当該個別労働関係紛争に係る労働契約において労務を提供すべき地（その労務を提供すべき地を特定することができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

2 事業主から労働者に対する訴えについて

個別労働関係紛争に係る事業主から労働者に対する訴えについて、日本国内に労働者の住所がないときは、次のいずれかの場合に限り、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。

当該訴えが日本の裁判所の専属管轄とされているとき。

労働者が応訴したとき。

労働者と事業主との間の個別労働関係紛争について日本の裁判所の国際裁判管轄を認める管轄の合意が効力を有するとき。

3 管轄の合意の特則について

労働者と事業主の間の将来において生ずる個別労働関係紛争を対象とする管轄の合意は、当該紛争に係る訴えにつき、労働者がその合意の効力を援用した場合に限り、その効力を有するものとする。

1 検討事項

労働関係の訴えにつき、国内裁判管轄については民事訴訟法には特別の規定はないが、ブリュッセル 規則等には特別の規定が置かれている（注1）ところ、労働関係の訴えの国際裁判管轄につき、どのように考えるのが問題となる。

2 検討

（1）特別の規定の要否

事業主の指揮命令に服する立場にある労働者保護の観点から、労働者がアクセス可能な国で訴訟を行い得るように、労働関係の訴えの国際裁判管轄につき、特別の規定を置くことが相当であるとされた。

(2) 特別の規定の対象となる訴えの定義

上記(1)にかんがみ、特別の規定の対象となる訴えは、個別労働関係紛争に係る訴えに限定することが相当であるとされ、具体的には、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条を参考にして、「労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働関係紛争」という。)に係る訴え」とするのが相当であるとされた。

なお、消費者契約の場合と異なり、労働契約の場合は、能動的労働者は想定し難いので、適用除外の規定は必要ないとされた。この点については、経営者以上の巨額の報酬を得るような弱者とはいえない労働者も存在し得るという指摘もあったが、事業者との間に指揮命令関係があることには変わりはないので、やはり適用除外を認めるべきではないとされた。

2 - 1 1 について

労働者が原告になる場合に、他の管轄原因と競合的に、労務提供地(これが特定できないときは、雇入事業所所在地)を管轄原因として認めることについては、特段の異論はなかった(注2)。

なお、弱者保護を趣旨とする規律である消費者契約関係の訴えについては住所が管轄原因とされていることから、同じく弱者保護を趣旨とする規律である労働関係の労働者から事業主に対する訴えについても、労働者の住所を管轄原因とすることについても議論がされたが、当該訴えについては、労務提供地を管轄原因とするのが相当であるとされた。その理由は、次のとおりである。

- ・ この場合における労働者は、事業主の指揮命令に服しているといっても、その指揮命令に服して労務を提供すべきであるという契約を、自らの意思で受け入れ、労務を提供しているのであるから、労働者にとって最も裁判所へのアクセスが容易な場所が住所地国であっても、事業主の

予測可能性とのバランスを考えるべきであり，労務提供地を管轄原因とするのが合理的である。

- ・ 消費者が原告となる場合については，消費者がその隣人と同じ条件で裁判を行い得ることが保障されなければならないのに対し，労働者が原告となる場合については，労働者がその同じ職場の同僚と同じ条件で裁判を行い得ることが保障されなければならない。

この場合における「労務を提供すべき地」の解釈については，次のような議論があった。

これを契約上の労務提供地とすると，事業主が労働契約において自己に有利な労務提供地を恣意的に定める危険性もあるから，現実に労務提供をしている地を基準に決するのが相当であるとされた。

一個の労働契約においても，時系列的にみて，労務提供地が変動し得るので，管轄の判断の基準時が問題になるが，事業主は，職務命令により労働者を配置換えすることができるのであるから，恣意的に自己の有利な地に労働者の労務提供地を変えられるのであって，例えば，未払賃金請求権が請求の目的とされた場合，当該未払賃金請求権発生時の労務提供地だけでなく，訴え提起時の労務提供地（退職後の場合は最後の労務提供地）にも管轄が認められると解すべきであるとされた。なお，請求の目的となる権利が発生した後，転々と労務提供地が移動した場合の中間の労務提供地国には，管轄を認める理由はないとされた。

同じ時期に複数の労務提供地が存在することもあり得るが，その場合には，どちらの労務提供地にも管轄を認めるべきであるとされた。

及び を併せて考えると，原則としては，請求の目的となる権利の発生した時点における当該権利の発生原因となった労務提供に係る労務提供地に管轄が認められるのが基本であり，それに加えて，現在の労務提供地（これが複数あればそのすべての労務提供地）にも管轄が認められることになるが，このように複数の管轄地が認められても，準拠法の場合のように一つに絞り込む必要性はないのであるから，問題はないとされた。

2 - 2 2 について

労働者が被告になる場合には、労働者を厚く保護すべきであり、労務提供地ではなく、住所を管轄原因として、消費者契約におけるのと同様の規律を置くこととされた。

2 - 3 3 について

管轄の合意についても、消費者契約関係の訴えにおける消費者と同様に労働者を保護すべきであり、同様の規律を置くことが相当であるとされた。

2 - 4 その他

応訴、債務不存在確認請求及び他の規律との関係については、いずれも前記第4の3と同様の議論が妥当するとされた。

なお、労災事件については、特別の規定を置く必要はないとされた。

(注1)ブリュッセル 規則第18条から第21条までにおいて、個別労働契約事件についての特別の規定が置かれており、労働者が原告になる場合は、事業者の住所国又は労務提供地国(第19条)、労働者が被告になる場合には、労働者の住所地国(第20条)の裁判所に管轄が認められること、管轄の合意については、事後の合意と労働者に付加的に管轄を認める合意のみを有効とすること(第21条)が定められている。

ブリュッセル条約においては、義務履行地管轄について特則を置き、この場合、義務履行地は労務提供地であり、労働者が原告になる場合は、事業主の営業所の所在国の裁判所にも管轄が認められることとされている(第5条第1号)。また、管轄合意の特則として、事後の合意か、被告の住所地若しくは第5条第1号が指定する以外の国の裁判所に提訴するために労働者がその合意を主張する場合のその合意に限り、有効であるとされている(第17条第5項)。ルガノ条約においては、合意管轄を除く規律については、ブリュッセル条約と同様である(第5条第1号)が、合意管轄については、事後の合意に限り、有効であるとされている(第17条第5項)。

ヘーグ1999年草案第8条にも、労働契約関係の訴えの特則(第8条)があり、労働者が原告になる場合は労務提供地の裁判所の管轄を、労働者が被告になる場合は労働者の常居所と労務提供地の専属管轄を認めると共に、管轄の合意については、事後の合意と労働者側の付加的合意のみを認めている。

管轄合意条約においては、「集団的な合意を含む労働契約に関する合意」のみが適用範囲から除外され、個別的労働契約に関する管轄合意については特別の規律を置かないこととされた。

(注2)通則法第12条第3項においては、労働契約の成立及び効力について、「当該労働契約において労務を提供すべき地の法」(その労務を提供すべき地を特定す

ることができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地の法。同条第2項参照。)を当該労働契約にもっとも密接な関係がある地の法と推定しており、推定が覆らない場合は、当該法が当該労働契約の成立及び効力の準拠法とされている(第8条第1項)。

第5の5 製造物責任関係の訴え

製造物責任関係の訴えの国際裁判管轄については、特別の規定は設けないものとする。

1 検討事項

製造物責任関係の訴えにつき、国内裁判管轄については民事訴訟法に特別の規定はないが、準拠法については、通則法第18条に特別規定があることから、製造物責任関係の訴えの国際裁判管轄につき、特別の規定を置くべきかどうか、置くべきであるとしたらどのような規定を置くべきかが問題となる。

2 検討

製造物責任関係の訴えについては、「製造地」と「結果発生地」に管轄原因を認めるか、「引渡地」についてはどうか等の議論がされたが、最終的には、「引渡地」に管轄原因を認める必要性はなく、「製造地」と「結果発生地」に管轄を認めればよいのであり、そうすると、不法行為における規律と同様になるので、特別の規律を置く必要はないとされた。

第6 併合管轄

第6の1 請求の客観的併合

- 1 同一当事者間の複数の請求の間に密接な関係が認められる場合において、その一の請求について日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるときは、他の請求についても、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。
- 2 本訴について日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合には、本訴の基礎と同一の契約又は事実に基づく反訴についても、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。
- 3 上記1及び2の規律については、当該他の請求又は反訴について、日本の法令によれば日本の裁判所の管轄に専属するような管轄原因が外国にあるときは、この限りでないものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第7条第1項は、請求の客観的併合について、「一の訴えで数個の請求をする場合には、(略)一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。」と定めているところ、国際裁判管轄についてどのように考えるのが問題となる。

2 検討

2-1 1について

請求の客観的併合について、密接な関係が認められることを要件とすることとされた(なお、訴えの追加的変更により訴え提起後に同一当事者間に複数の請求が係属するに至った場合も同様であるとされた。)

- (1) 最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁(ウルトラマン事件)は、「ある管轄原因により我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定される請求の当事者間における他の請求につき、民訴法の併合請求の裁判管轄の規定(民訴法7条本文、旧民訴法21条)に依拠して我が国の裁判所

の国際裁判管轄を肯定するためには、両請求間に密接な関係が認められることを要すると解するのが相当である。けだし、同一当事者間のある請求について我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定されるとしても、これと密接な関係のない請求を併合することは、国際社会における裁判機能の合理的な分配の観点からみて相当ではなく、また、これにより裁判が複雑長期化するおそれがあるからである。」と判示したところ、国際裁判管轄が問題となる事案では、国内の事案と異なり、管轄ある外国の裁判所に裁量移送をすることができないことなども考慮すると、客観的併合を認める範囲は国内裁判管轄の場合より限定されるべきであり、上記最判の基準が相当であるとされた（注1）。

(2) なお、併合管轄の基礎となる本来管轄が認められるべき「一の請求」（以下「A請求」という。）がおよそ成り立たない「から（空）」のものであるにもかかわらず、形式的には日本の管轄が認められることから、これを利用して「他の請求」（以下「B請求」という。）をA請求に併合して日本の国際裁判管轄を発生させようとする場合も考えられるとの指摘があり、次のような議論がされた。

- ・ この場合、そもそもA請求に管轄が認められない場合（例えば、日本を不法行為地とする損害賠償請求であるが、被告が日本においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されない場合）には、A請求自体の管轄が認められない以上、他の請求についても日本に管轄は認められないことになる。
- ・ 他方、A請求につき抗弁事実が認められることが明らかであるにもかかわらず提訴したような場合（例えば、A請求は、日本を義務履行地とする債務履行請求であるが、支払済みであることが明らかな場合）には、管轄を排除する一般的な規律によって対応することが相当である。

また、併合された請求が分離された場合における当該「他の請求」の管轄については、現行の民事訴訟法上は、いったん管轄が認められた以上、分離後も管轄が認められると解されるが、この点については、なお検討を要するとされた（ただ、密接な関係があるにもかかわらず分離さ

れる場合はさほど考えられないであろうとされた。)

- (3) 国際裁判管轄における客観的併合も、国内裁判管轄と同様、A請求とB請求が同種の訴訟手続による場合に限ること(民事訴訟法第136条)が当然の前提となるとされた。

2 - 2 2 について

民事訴訟法146条は「本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合」に反訴を提起できるとしているが、外国の裁判所への裁量移送をすることができない国際裁判管轄においては、反訴被告の管轄の利益を考慮し、要件がより制限的なブリュッセルI規則を参照し、本訴の基礎と同一の契約又は事実に基づく場合、当該反訴について日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが相当であるとされた(注2)。

ただ、その場合、客観的併合の場合の「密接な関係」と比較して、国際裁判管轄を認める範囲が広いのか狭いのか、相殺の抗弁を出しているときの残部請求の反訴のように防御方法と関連する反訴につき、どのように考えるのか、 の場合に相殺の抗弁の主張自体に反訴と同様の要件を課す必要があるかどうか、 さらに の場合において、自働債権に専属的管轄合意や仲裁合意がある場合にどのように考えるのかが問題となり、これらの点については、なお検討を要するとされた。

2 - 3 3 について

併合される請求又は反訴について、日本の法令によれば、日本の裁判所が専属的に管轄を有するような管轄原因が外国にある場合には、上記1及び2の規律を適用しないこととされた(民事訴訟法第146条第1項第1号参照)。

なお、併合される他の請求や反訴に係る請求について、外国の裁判所に専属管轄を認める合意がある場合、上記3の定めが適用されるかどうかの問題となる(上記アと同様の問題)ところ、民事訴訟法第13条第1項にいう「専属管轄」には専属的合意管轄は含まれないため、国内管轄については、管轄合意により併合等が妨げられることはないが、国際裁判管轄においても同様に考えるべきかについては、なお検討を要するとされた。

(注1) ただし、「密接な関係」という文言は抽象的であり、法文化される際には具体的な要件を検討する必要がある。

(注2) ブリュッセル 規則第6条第3号は、「本訴の基礎と同一の契約又は事実に基づく反訴については、本訴の係属する裁判所」に、同条第4号は、「契約事件において、訴えが同一の被告に対する不動産物権に関する訴えと併合できるときには、当該不動産が所在する地の属する構成国の裁判所」に訴えることができると規定する。ブリュッセル条約、ルガノ条約にも同様の規律がある。ヘーグ1999年草案第15条は「この条約の規定により請求について管轄権を有する裁判所は、本訴の基礎となっている取引又は事象から生ずる反訴についても管轄権を有する。」と規定する。

第6の2 請求の主観的併合

- 1 異なる被告に対する複数の請求又は数人の原告からの請求であって、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるもの、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくものについては、その一の請求について日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるときは、他の請求についても、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。
- 2 上記1の規律は、当該請求について、日本の法令によれば、日本の裁判所が専属的に管轄を有するような管轄原因が外国にある場合には、適用しない。

1 検討事項

請求の主観的併合の場合における管轄原因について、民事訴訟法第7条ただし書は、「数人からの又は数人に対する訴えについては、第38条前段の定める場合に限る。」と規定し、民事訴訟法第38条前段は、「訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上又は法律上の原因に基づくときは、その数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。」と規定しているところ、国際裁判管轄についてはどのように考えるのかが問題となる。

2 検討

2-1 1について

主観的併合の場合は、被告にとっての不利益が大きいため、その国際裁判管轄は慎重に考えるべきであり、少なくとも、民事訴訟法第38条前段の要件は充足する必要があるとされた。これに対しては、客観的併合の場合は国内管轄より要件を厳格にして、主観的併合の場合は国内管轄と要件を同一とすることになるので、均衡を失しないかとの指摘も議論の途中の段階でされたが、同法38条前段の要件は十分に厳格であり、外形的に判断することも容易である上、合一にのみ確定すべきとの要件まで課すことは過重であることなどを考慮すると、同条前段の文言を用いることが相当

であるとされ、この点に異論はなかった。

2 - 2 2 について

併合される請求について、日本の法令によれば日本の裁判所が専属的に管轄を有するような管轄原因が外国にある場合には、1の規律を適用しないこととされた。

(注) ブリュッセル 規則第6条第1号は、「共同被告については、被告のうちのいずれかの住所地の裁判所。ただし、請求原因を別々に判決すると生じうる矛盾した解決を避けるために、同時に審理して判決する利益があるような密接な関係によって請求同士が関連している場合に限る。」と規定している。

ブリュッセル条約第6条、ルガノ条約第6条でも、ブリュッセル 規則第6条第1号に相当する規律はあるが、共同被告については、「被告のうちのいずれかの住所地の裁判所」とのみ規定している。

また、ヘーグ1999年草案第14条第1項では、請求間の密接な関連性、矛盾する判決が下される重大なおそれの回避、訴訟が係属している裁判所の国と紛争との間の実質的な関連性を要求している。

第6の3 訴訟参加等

訴訟参加，訴訟引受及び訴訟告知については，特段の規定は設けないものとする。

1 検討事項

日本の裁判所に係属している訴訟に，独立当事者参加（民事訴訟法第47条）又は共同訴訟参加（同法第52条）をする場合に，参加者が定立する請求に係る国際裁判管轄について，特別の規定を設ける必要はないか，日本の裁判所に係属している訴訟の当事者が訴訟告知（同法第53条）をする場合の要件についてはどのように考えるかが問題となる。

2 検討

（1）訴訟参加について

日本の裁判所に係属している訴えに訴訟参加する場合の国際裁判管轄については，従来あまり論じられてこなかったが，元の請求について管轄が認められる以上，その訴えに参加者がわざわざ参加する場合には，国内裁判管轄の場合と異なる特別の規定を設ける必要はないとされた（注）。

（2）訴訟引受について

訴訟引受（民事訴訟法第50条）の場合も，当該訴訟の目的となる義務を承継した以上，日本の裁判所における訴訟に引き込まれてもやむを得ないというべきであり，国内裁判管轄の場合と異なる特別の規定を設ける必要はないとされた。

（3）訴訟告知について

日本の裁判所に係属している事件において，例えば，外国に住所を有する第三者に訴訟告知を行い，被告知者が参加しなかった場合に，民事訴訟法第53条第4項の規定により同法第46条の参加的効力を及ぼすとすると，被告知者の利益を害する上，その実効性についても疑問があるとされた。

このような場合には，訴訟告知の要件自体を限定し，当該第三者に

対する求償責任と追奪担保責任の場合に限定することと、訴訟告知の要件を限定するのではなく、参加的効力が及ぶ範囲を求償責任と追奪担保責任の場合に限定することが考えられるところ、の見解が大勢を占めたが、被告知者の管轄の利益を考慮すると、国際裁判管轄が問題となる事案では、被告知者への求償と追奪担保についても、参加的効力を認めるべきではないとの意見も出され、なお検討を要するとされた。

(注)ブリュッセル 規則第6条第2号は、「担保のための訴え又は参加による訴えについては、本訴の係属する裁判所。ただし、本訴が、本来の管轄裁判所の管轄を妨げるためにのみ提起されているときは、この限りでない。」と規定する。

第7 国際裁判管轄に関する一般的な規律

第7の1 事案の具体的事情を考慮して管轄を排除するための規律

- 1 日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存する場合であっても、

【甲案】

日本で裁判を行うことが当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められるとき

【乙案】

訴訟の遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があるときは、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定し、訴えを却下することができるものとする。

- 2 【甲案】

外国の裁判所に国際裁判管轄が認められることは、上記1の「特段の事情」の要素として考慮することとし、独立の要件として規定しないものとする。

【乙案】

外国の裁判所に国際裁判管轄が認められることを、上記1の規定による却下をするための独立の要件として規定するものとする。

- 3 【甲案】

日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存する場合であっても、具体的な事案に応じて、訴訟手続の中止をすることができるものとし、当該中止決定に対しては、独立の不服申立てを認めるものとする。

【乙案】

特段の規律は設けないものとする。

- 1 検討事項

日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合であっても、各事案における具体的な事情を斟酌して、その国際裁判管轄を否定して訴えを却下し、若しくは訴訟手続を中止することができる旨の一般的な規律を設けるべきか、設ける場合にはどのような規律とすべきかが問題となる。

2 検討

2 - 1 1 について

- (1) 最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁は、「我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」と判示し、日本に国際裁判管轄が認められる場合であっても、事案に顕れた具体的な事情を考慮して、その国際裁判管轄を否定し得るとしている(注1)。

このように、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合であっても、事案の具体的な事情によっては、その管轄を否定することが相当な場合もあることにかんがみると、日本の国際裁判管轄を否定できるような一般的な規律を設けることが相当であるとされた。

- (2) 日本の国際裁判管轄を否定するための要件については、国際裁判管轄は、国内裁判管轄の場合とは異なる観点からの検討を要し、また、上記最判の考え方が定着していることから、上記最判の判示と同様に、「わが国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められるとき」に却下を認めるべきであるとする甲案と、国内裁判管轄についての民事訴訟法第17条と同様に、「訴訟の遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があるとき」に却下を認めるべきであるとする乙案に意見が分かれた。なお、「当該訴訟が日本以外で審理されることにつき被告が予見可能性を有していること」を考慮要素として明示することも考えられるとの指摘もあった。

2 - 2 2 について

この要件を独立に規定するかどうかは，中止決定と却下との関係をいかに考えるかという点とも関係する。

(1) 甲案の根拠は，次のとおりである。

- ・ 他の国に国際裁判管轄が認められることは独立の要件とせず，特段の事情の解釈に委ねる方が望ましい。そうしても，裁判所は，他の国に国際裁判管轄が認められると確定的にいえないときは，まず中止をし，その上で，その点が確認されれば却下するという運用になるであろう。また，裁判所は，中止した上で，釈明として当該他国での起訴を促すであろう。
- ・ 裁判を受ける権利を保障するという観点からすると，日本の裁判所が他の国の管轄があると認めてもあまり意味がない。
- ・ 他の国に国際裁判管轄が認められることを独立の要件とすると，外国の裁判がいかなる程度まで進行した場合にその要件を充足するかという困難な解釈問題が生ずる。

(2) 乙案の根拠は，次のとおりである（注2）。

- ・ 他の国に国際裁判管轄が認められない場合には却下することができないのであれば，これを独立の要件として規定すべきである。
- ・ 外国の管轄については，証明することができる場合もあるので，この要件の認定が困難とはいえない。

(3) 上記2の規律を設けるとした場合，いかなる時点で，「他の国に国際裁判管轄が認められる」といえるのかが問題となる。

具体的には，まず，当該外国の裁判所に訴訟を提起しなければならないと解すべきかが問題となるが，当該外国に被告の住所がある場合のように，当該外国の裁判所に管轄が認められることが明白であるような場合には，当該外国に訴訟を提起することを待つまでもなく，日本の裁判所が上記要件を充足すると認定することができるかと解すべきであろうとされた。

次に，当該外国の裁判所に管轄が認められると見込まれるにすぎず，当該外国で訴訟をしないと上記要件を充足するかどうかの判断がつかない

いときには、どの段階まで訴訟が進行することを要するかが問題となる
ところ、当該外国が管轄を有することが争われず、また争い得ない状
態となれば上記要件を満たす、承認が可能かどうかを予測し得る程度
(判決確定まで)まで訴訟が進行することが必要であるなどの考え方が
あり得るのであって、なお検討を要するとされた。

2 - 3 3 について

(1) 事案の具体的な事情に照らし、日本の国際裁判管轄を実質的に否定す
べき場合であっても、前記のとおり、外国で訴訟を提起した場合に当該
外国の裁判所に管轄があると認められるか必ずしも明らかではない場合
もあるが、このような場合には、前記2の要件は充足しないので、却下
することはできないと考えられる。そこで、その場合について、原告の
時効中断効への期待を保護する必要もあることから、却下をすべき要件
の充足性を確認することができるまでの間、訴訟手続を中止しておき、
当該国に裁判管轄が認められることを確認することができた時点におい
て訴えを却下することとするとともに、中止の判断を当事者が争い得る
こととして手続の透明性を確保することとしてはどうかとするのが甲案
である。

これに対して、乙案は、わが国の裁判実務上は、外国の裁判所で訴訟
を提起した方が適切であると考えられるような場合には、必要に応じて、
事実上手続の進行を停止し、通常よりやや長めの期間を空けて期日を入
れ、期日毎に状況の報告を受けながら、当事者の時効中断の利益や外国
の裁判所の管轄の存否なども総合的に考慮しつつ、わが国の訴訟を進行
すべきか、「特段の事情」により却下すべきかを、柔軟に判断している
のが実情であり、日本の裁判所の管轄を争っている被告に、特定の外国
で異議なく応訴する旨陳述させ、それを調書や判決に記載した上で訴え
を却下するというような運用をすることも考えられるのであって、この
ような実務的な感覚を踏まえると、中止に関する明示的な規定は設けず、
裁判所が柔軟に「特段の事情」の有無を判断して却下したり、必要に応
じて手続の進行を事実上停止することを認めるべきであるとして、中止
を認めるべきではないとするものである。

甲案及び乙案によると、いずれも特段の事情があるとして日本の裁判所で訴えが却下され、その判断が確定した後に、想定された外国の裁判所の国際裁判管轄が否定されるという状況を避けることが可能になるが、甲案に対しては、中止の制度を設けると、中止の判断に対する上訴の機会を保障することができる一方で、中止及びその解除の要件の規律が立法技術的に困難であるという指摘があり、乙案に対しては、裁判所の実務上の工夫には優れた点がある一方、手続が事実上中止されると、特段の事情がないという不服に対して上級審の判断を保障できないという問題点があるとの指摘がされた。

また、特段の事情があると第一審が判断するときは、すべて訴えを却下することとし、訴え却下が確定し、原告が外国の裁判所で訴えを提起し、その管轄を否定されたときは、原告が日本で再度訴えを提起することを認め、その訴えは、前訴提起時に提起されたものとみなすものとして、原告に生ずる二重の訴え提起の手数料の負担及び時効完成の負担を回避することとしてはどうかとの意見もあった。

- (2) 上記3の訴訟手続の中止は、日本の国際裁判管轄を実質的に否定すべき場合に認められるものとされるが、具体的にどのような要件を設けるべきか(例えば、却下の見込みがあることを要件とするか、特別な要件は置かずに裁判所の裁量に委ねるか、却下と同一要件とした上でその要件が証明されたら却下であり、疎明にとどまる段階は中止とするかなど)については、なお検討を要するとされた。また、中止の効果(管轄に関する審理を継続することはできるのか、他の訴訟要件に関する審理をすることができるかなど)についての検討も必要であるとの指摘もあった。
- (3) 中止に関する規定を設ける場合には、一定の要件のもと、中止を解除するための規定を置く必要があるかどうか、そのような規定を設けるとすればどのような内容とすべきか問題となるが、そのための要件については、次のとおり、意見が分かれた。

ア 中止の効力を一定期間に限定し、さらに中止の継続を求めるためには、中止を必要とする事情(外国が管轄を有するか不明なことなど)を疎明しなければならないとする。この場合、当該外国の裁判所が管

轄を有することが確認されれば、日本における訴えは却下となり、逆に、当該外国が管轄を有しないことが明らかになれば、中止を解除して、審理を再開する。

イ 日本の国際裁判管轄を争う被告に起訴命令の申立権を与え、原告が、一定期間内に、裁判所の起訴命令に従って、外国の裁判所に訴えを提起し、その裁判所に管轄権を有することが確認された場合、又は、原告が当該国において訴えを提起しなかった場合には、中止を解除し、日本の裁判所に係属している訴えを却下するものとする。この場合、被告に対しては、当該外国における訴訟で応訴することを義務づけることも考えられる。

ウ 中止決定は、実質的には却下決定であり、時効中断の効果を認めるために事件を係属させておくものにすぎないことから、中止解除のための特段の規定は設けず、当該外国の判決が確定し、日本で承認される場合には訴えを却下し、承認されない場合には審理を再開するものとする。

なお、上記ア、イについては、上記 2 - 3 と同様に、いかなる時点で「他の国に国際裁判管轄が認められる」といえるのかが問題となる。

(注 1) 同最判は、当該事案における「特段の事情」の有無の判断に当たって考慮した事情として、被告の予測の範囲を超えること(契約締結地がドイツであること、契約内容がドイツ国内の業務委託を中心とすること、履行場所・準拠法の明示の合意がないこと)、被告の本拠地(20年以上ドイツに生活・営業の本拠地を置いていること)、証拠方法の所在(被告の防御のための証拠方法がドイツ国内に集中していること)、原告のドイツでの提訴の負担が過大ではないこと(原告はドイツの自動車輸入業者であること)を挙げている。

(注 2) ヘーグ 1999 年草案第 22 条第 1 項は、「当該裁判所が管轄権を行使することが明らかに不適切であり、かつ他の国の裁判所が管轄権を有し、紛争解決に明らかに適切であるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、手続を停止することができる」とする。なお、その際の考慮要素として、同条第 2 項は、(a) 当事者の常居所の観点からの当事者にとっての不便性、(b) 書証及び証人を含む

証拠の性質及び所在並びに当該証拠を収集する手続，(c)適用される時効の期間，(d)本案についての裁判の承認及び執行を得る可能性，を挙げる。その上で，同条第5項は，「裁判所が第1項により手続を停止した場合，当該裁判所は，(a)他の国の裁判所が管轄権を行使した場合又は原告が裁判所の定めた期間内にその国において訴訟を提起しなかった場合には，管轄権を行使してはならない。(以下略)」と定めている。

第7の2 国際訴訟競合に関する規律

- 1 日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存する場合であっても、外国に同一の訴えに係る訴訟が既に係属している場合には、一定の要件の下に、日本の裁判所に係属している訴訟について、訴えの却下をすることができるものとする。

2【甲案】

日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存する場合であっても、外国に同一の訴えに係る訴訟が既に係属している場合には、一定の要件の下に、日本の裁判所に係属している訴訟について、訴訟手続の中止をすることができるものとし、当該中止決定に対しては、独立の不服申立てを認めるものとする。

【乙案】

特段の規定は設けないものとする。

1 検討事項

民事訴訟法第142条は、裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができないと規定しているところ、日本と外国に同一の訴えにかかる訴訟が係属している場合（いわゆる国際訴訟競合の場合）に、競合する訴訟を調整する規定を設けるか、設けるとすればどのような規定がふさわしいかが問題となる。

2 検討

2-1 1について

- (1) 日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存する場合に、他の国においても同一の訴えに係る訴訟が既に係属している場合もあり得るところ、このように日本と外国の裁判所において訴訟が競合する場合には、競合する訴訟を調整する規定を設けることが相当であり、一定の要件を満たす場合には、日本の裁判所に係属している訴訟について、訴えの却下をすることを認めるべきであるとの意見が大勢であった（注

1)。ただし、第7の1との関係もあり、独立の規定を設けるかどうかについては慎重な検討を要するとの指摘もされた。

なお、「訴訟競合」の状況としては、外国の訴訟と同一の訴えが日本で提起された時点で、既に外国における訴訟の判決が確定している場合、先行する外国における訴訟が係属中の場合、外国で訴訟が未だ提起されておらず、その後提起された場合があり得るところ、は、第7の1と重なる場面もあるが、「訴訟競合」とは を指し、 は訴訟競合の一場面とはいえないとされた。

(2) 訴え却下の要件については、次の考え方が提示された(注2)。

ア 先行する外国での訴訟について、確定判決に至ることが明らかであり、かつ、当該確定判決が日本で承認されることが予想されるときに、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定することができるものとする。

イ 事案における具体的な事情を総合的に比較衡量し、外国の方が日本よりも法廷地として適切であると認められるときに、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定することができるものとする。

ウ(上記アとイの考え方を併せ)先行する外国での訴訟について、確定判決に至ることが明らかであり、かつ、当該確定判決が日本で承認されることが予想される場合に、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定できることを原則としつつも、事案における具体的な事情を総合的に比較衡量し、日本の方が外国よりも法廷地として適切であると認められるときには日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるものとする。

以上の点については、なお検討を要するとされたが、例えば、製造物責任訴訟が先に外国で提訴され、その後に債務不存在確認請求訴訟が日本で提起された場合などを考慮すると、承認予測を要件としつつも、日本の方が外国よりも法廷地として適切であると認められる場合は日本で審理し得るような柔軟な枠組みにすることが必要であり、この観点からウが望ましいとの指摘があった。

また、単に先行する訴訟を優先するという選択肢も論理的にはあり得るが、先に提起されたことは一つの考慮要因にすぎず、外国で先行する訴訟があるとしても、日本で審理する方が望ましいという場合もあるの

であるから，先行訴訟であれば必ず優先されるとすることは相当ではないとの意見が多かった。

さらに，上記ウと同様の考え方に立ちつつも，「特段の事情」の有無により判断するという選択肢もあり得るが，すべて「特段の事情」で判断することは望ましいとはいえないとの意見が大勢であった。

- (3) 訴訟競合かどうかを判断する基準となる外国における訴訟の「係属」の意義(注3)については，送達が終了し，管轄について争い得ない状態となっていることを要するという指摘や，各国の裁判制度が決めるべき事項であるとの指摘があったが，なお検討を要するとされた。また，「同一の訴え」の判断基準については，既判力が抵触するかどうかで判断するのではないかと指摘もあったが，なお検討を要するとされた。

2 - 2 2 について

- (1) 日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存する場合に，他の国においても同一の訴えに係る訴訟が既に係属している場合には，一定の要件のもと，日本の裁判所に係属する事件の訴訟手続を中止することができる規定を設けることが相当であるとの意見が多数であったが，第7の1と同様，特段の規定を設けないとの考え方もあり得るところである。この点は，第7の1の議論とも関連するので，なお検討を要するとされた。
- (2) 中止決定の要件については，先行する外国での訴訟について，未だ確定判決はないが，当該訴訟での確定判決が日本で承認されることが予想されることを要件とし，当該外国における判決が確定し，日本で承認される場合には，中止にかかる訴えを却下することが相当であるとされた。ただし，確定判決が存在しなくとも，承認予測性にかんがみ，訴えを却下する余地を認める考え方もあり得るところであり，なお検討を要するとされた。
- (3) 中止期間については，スイスのように，合理的期間内にスイスにおいて承認し得る外国判決が下されると期待することができるときに中止の要件とすることも考えられるが，他方，ヘーグ1999年草案第21条のように，中止決定の時点では合理的期間内に外国判決が下されるかど

うかを考慮せず、合理的な期間が経過した場合に日本の訴訟手続を再開し得るようにすることも考えられ(注4)、なお検討を要するとされた。

(注1)ブリュッセル規則は、第27条第2項で、訴訟競合の場合の先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されたときの却下を、第28条第2項で、関連訴訟の場合の当事者の申立てによる却下を、第29条で複数の裁判所に専属管轄が認められる場合の後に訴えが係属した裁判所の却下を定めている。ブリュッセル・ルガノ両条約も同旨である。

ヘーグ管轄合意条約の1999年草案でも、同旨の規定が検討された(第21条)が、最終的には、非専属管轄合意に関する相互的な宣言(第22条)により、先に訴えが係属した裁判所の判決の承認・執行が義務づけられる旨定められたにとどまった。

(注2)訴え却下の要件に関し、ヘーグ1999年草案第21条第1項は、「同一の当事者が異なる締約国の裁判所において訴訟を行い、かつ、求める請求にかかわらず、当該手続が同一の訴訟原因に基づくものである場合において、最初の受訴裁判所が管轄権を有し、かつその裁判所が2番目の受訴裁判所の国においてこの条約に基づき承認することができる判決をすることが予想されるときには、2番目の受訴裁判所は、手続を停止しなければならない。ただし、2番目の受訴裁判所が第4条又は第12条により専属的な管轄権を有する場合はこの限りでない。」とし、同第2項は、「2番目の受訴裁判所は、最初の受訴裁判所がこの条約による承認又は執行の要件を満たす判決をしたことが明らかになった場合には、管轄権を行使してはならない。」とする。

また、東京地判平成元年5月30日判時1348号91頁は、「国際的な二重起訴の場合にも、先行する外国訴訟について本案判決がされてそれが確定に至ることが相当の確実性をもって予測され、かつ、その判決がわが国において承認される可能性があるときは、判決の抵触の防止や当事者の公平、裁判の適正・迅速、更には訴訟経済といった観点から、二重起訴の禁止の法理を類推して、後訴を規制することが相当とされることもあり得るといふべきである。」と判示する。

(注3)訴訟係属の時期に関し、ヘーグ1999年草案第21条第5項は、「本条の適用上、裁判所は次の時に受訴したものとする。(a)手続を開始する文書又はこれに類する文書が裁判所に提出された時、(b)その文書が裁判所に提出する前に送達すべき場合は、送達権限のある者が受け取った時又は被告に送達された時」と定める。

(注4)中止の期間に関し、スイス連邦国際私法第9条は、合理的期間内にスイスにおいて承認し得る外国判決が下されると期待することができるときは、スイ

ス裁判所における訴訟を中止することを定めている。ベルギー国際私法典第14条も同様である。イタリア国際私法第7条は、外国訴訟が係属している場合について、イタリア裁判官が訴訟を中止することを定めている。

また、ヘーグ1999年草案第21条第3項は、「最初の受訴裁判所の原告が本案についての裁判を得るために必要な手続をとらない場合又はその裁判所が合理的な期間内に本案についての裁判をしない場合には、2番目の受訴裁判所は、当事者の申立てにより、事件の審理を進めることができる。」とする。

ブリュッセル規則は、第27条第1項で、訴訟競合の場合の後に訴えが係属した裁判所の手続の中止を、第28条第1項で、関連訴訟の場合の後に訴えが係属した裁判所の手続の中止を定めている。ブリュッセル・ルガノ両条約も同旨である。

第7の3 緊急管轄に関する規律

日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存しない場合であっても、一定の要件の下で、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることができるものとする。

1 検討事項

本来の管轄規定によっては日本の裁判所に国際裁判管轄が認められないが、外国でも国際裁判管轄が認められないような場合に、いわゆる緊急管轄として、日本の管轄が認められることとする旨の規律を設けるかどうか、設けるとすればどのような要件が適切かが問題となる。

2 検討

いわゆる「緊急管轄」とは、ある国の国際裁判管轄の一般原則によればその国の裁判所に国際裁判管轄が認められず、かつ、他の国でも国際裁判管轄が認められないという、国際裁判管轄の消極的抵触から生じる裁判の拒絶を回避するために、例外的に認められる管轄権をいう（注1）。

本研究会においては、日本の国際裁判管轄の一般原則を適用すれば日本の裁判所に国際裁判管轄が認められない場合であっても、国際裁判管轄の有無の判断の段階で、具体的な事案の事情に照らし、日本の裁判所が国際的裁判管轄を否定すると裁判を拒否することとなる場合には、例外的に日本の管轄を認める旨の規定を設けることが相当であるとの意見が大方であった。ただし、わざわざ規定を設けず条理で解決することで足りるのではないかとの指摘もされた。

諸外国の例を見ると、スイス連邦国際私法第3条は「本法がスイスの管轄を規定しない場合といえども、外国における手続が不可能または（合理的に）〔仏〕〔伊〕期待できないときは、事案と十分な関係を有する地のスイス裁判所または官庁が管轄を有する」と規定し、ベルギー国際私法典11条は「訴訟がベルギーとの密接な関係を呈示し、かつ、外国における手続が不可能であることを示すか、請求が外国において提起されることを合理的に要求できないときは、ベルギー裁判所は例外的に管轄権を有す

る。」と定める（注2）。

日本における緊急管轄を認める要件については、日本との関連性を要求すべきなどの意見も出されたが、これらの諸外国の立法例も参照しつつ、なお検討が必要であるとされた。また、その立証対象（どの国にも国際裁判管轄が認められないことの立証を課すかどうか）もなお検討を要するとされた。

（注1）わが国の判例として挙げられる最判平成8年6月24日民集50巻7号1451頁は、「このような状況の下では、仮に被上告人がドイツ連邦共和国に離婚請求訴訟を提起しても、既に婚姻が終了していることを理由として訴えが不合法とされる可能性が高く、被上告人にとっては、我が国に離婚請求訴訟を提起する以外に方法はないと考えられるのであり、右の事情を考慮すると、本件離婚請求訴訟につき我が国の国際裁判管轄を肯定することは条理にかなうというべきである。」と判示している。

（注2）スイス連邦国際私法第3条は、「外国における手続が不可能または（合理的に）〔仏〕〔伊〕期待できないときは、事案と十分な関係を有する地のスイス裁判所または官庁が管轄を有する。」として、緊急管轄を認めている（なお、スイス連邦法は、独仏伊の3つの言語によって起草されており、各言語による条文の相違点がある。同法の前記の相違点を含む部分を引用する際には、重要な相違点が、「〔独〕」、「〔仏〕」、「〔伊〕」という形で表記されている。）。ただし、スイス裁判所が3条の適用により緊急管轄を肯定した事例は、身分関係と相続に関連しており、財産関係につき緊急管轄が肯定された事案は1999年までの時点ではないようである。

イタリア国際私法第6条は、「自国の裁判管轄に服さない問題といえども、その解決が請求を判断するために必要である場合には、付随的に審理するものとする。」と定めている。

ベルギー国際私法典第11条は、「訴訟がベルギーとの密接な関係を呈示し、かつ、外国における手続が不可能であることを示すか、又は、請求が外国において提起されることを合理的に要求することができないときは、ベルギー裁判所は例外的に管轄権を有する。」と定める。

ヘーグ1999年草案、ブリュッセル 規則及びブリュッセル・ルガノ両条約には、上記のような規律は特に見当たらない。

第7の4 その他

1 管轄原因事実の証明

不法行為等，管轄原因事実と請求原因事実が符合する場合に，管轄原因事実の証明の程度を一応の証明でよいとするという考え方もあり得るが，この点は特段の規定を設けることなく，解釈に委ねるのが相当であるとされた（注）。

2 中間判決

日本の裁判所に国際裁判管轄を認める中間判決に対する上訴については，中止決定に対する不服申立て及び移送決定に対する不服申立てとのバランスを考えると中間判決に対する上訴を認めるのが相当との意見がある一方，中間判決をするか，終局判決の中で判断するかが裁判官の裁量に委ねられている以上，そのような中間判決に独立の上訴まで認める必要性はなく，手続としても重くなってしまうとの意見もあり，さらに検討を要するとされた。また，国際裁判管轄を認める際には，それを決定の形式で行うこととし，同決定に即時抗告を認めることで足りるのではないかと指摘もされた。

（注）不法行為に関する前記最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁（ウルトラマン事件）は，「原則として，被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる」と判示し，「不法行為の存在が一応の証拠調べに基づく一定程度以上の確かさをもって証明されること（以下「一応の証明」という。）を要する」との原審の考え方を採用しなかった。同最判は，その理由として，「この事実関係が存在するならば，通常，被告を本案につき応訴させることに合理的な理由があり，国際社会における裁判機能の分配の観点からみても，わが国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連があるといえることができるからである」と判示している。

国際裁判管轄研究会構成員名簿

座長

東京大学大学院法学政治学研究科教授 高橋宏志

座長代理

一橋大学大学院法学研究科教授 上原敏夫

一橋大学大学院法学研究科教授 横山潤

早稲田大学大学院法学研究科教授 道垣内正人

(弁護士，長島・大野・常松法律事務所)

東京大学大学院法学政治学研究科教授 高田裕成

神戸大学大学院法学研究科教授 山本弘

京都大学大学院法学研究科教授 山本克己

一橋大学大学院法学研究科教授 山本和彦

最高裁判所事務総局民事局第二課長 花村良一

最高裁判所事務総局民事局局付 池田順一

弁護士(現 西村あさひ法律事務所) 手塚裕之

研究会設立当時の構成員である。

オブザーバー及び幹事の記載は省略した。